

未定稿

# 畜産クラスター関連事業 Q & A

注：Q&Aは、現時点版であり、今後変更があり得ることに留意願います。

令和2年3月24日版

農林水産省生産局畜産部 畜産企画課・畜産振興課  
公益社団法人中央畜産会

# 目次

I	概要	1
	問1 畜産クラスター関連の補助事業は、どのような内容ですか。	1
	問2 基金と一般予算の違いは何ですか。	2
	問3 畜産クラスター事業を基金化することでどのような効果を狙っているのですか。	2
	問4 畜産クラスター事業は今後も継続されますか。	3
	問5 畜産クラスター事業は、何年間を目途に継続される予定ですか。基金が枯渇した場合、追加の造成はあるのですか。	3
	問6 基金分と一般分では、事業の執行方法は異なりますか。	3
	問7 補助事業の執行スケジュールを知りたい場合はどうすれば良いのですか。	4
	問8 クラスター協議会の事務局組織と疎遠な経営体では事業に関する情報の入手が難しい場合があるが、どうすれば情報が得られますか。	4
II	畜産クラスター協議会	5
	問1 畜産クラスター協議会は、どのような構成員で組織したら良いのですか。	5
	問2 事業参加者（施設整備事業の取組主体、取組主体から貸付けを受ける中心的な経営体、機械導入事業の取組主体となる畜産農家、再貸付けを行う貸付主体）はいずれも畜産クラスター協議会の構成員である必要がありますか。	5
	問3 畜産クラスター協議会の対象となる地域の範囲等について教えてください。	5
	問4 畜産クラスター協議会は、畜種別に作る必要がありますか。	6
	問5 畜産クラスター協議会は、いつまでに設立する必要がありますか。	6
	問6 畜産クラスター協議会の設立に当たっては、どのような規約等を整備すれば良いのですか。	6
	問7 畜産クラスター協議会は、何年くらい継続することが求められますか。	6
	問8 地元には農協が事務局となった畜産クラスター協議会があるが、農協の組合員になっていない場合には、どのようにしたら事業を活用できますか。	7

Ⅲ 畜産クラスター計画.....	8
<b>【計画の作成】</b> .....	8
問1 畜産クラスター計画には、どのような内容を記載すれば良いのですか。 .....	8
問2 補助事業の対象となる畜種に制限はありますか。 .....	8
問3 畜産クラスター協議会を都道府県一本で立ち上げ、畜種や補助事業（施設整備事業、機械導入事業）毎に、畜産クラスター計画を策定することは可能ですか。 .....	8
問4 グループの本社がA県に所在し、B県に有する農場（中心的な経営体）において取組を行う場合、県域を越えた畜産クラスター計画を作成し、当該県で計画の認定を受ける必要はありますか。 .....	8
問5 同一の畜産農家が複数の計画に中心的な経営体として位置付けられても良いのですか。 .....	9
問6 補助事業の参加経験が無い農家の事業計画策定に対する支援は何かありますか。 .....	9
問7 広域預託の仕組みを活用した分業化の取組を計画していますが、事業の対象になりますか。 .....	9
問8 家畜を預託又は受託するクラスター協議会を複数設けることは可能ですか。また、家畜を預託するクラスター協議会ごとに預託する農家や預託頭数をクラスター計画に明記する必要がありますか。 .....	10
<b>【目標の設定】</b> .....	10
問9 目標と検証方法について、具体的な数字を記載する必要がありますか。 ....	10
問10 畜産クラスター計画の効果や目標について、新規就農者の場合は、どのような考えで設定すれば良いのですか。 .....	10
問11 畜産クラスター計画の目標年度は何年後に設定されるのですか。 .....	11
問12 畜産クラスター計画の検証作業は必要ですか。また、目標年度に計画を達成できなかった場合のペナルティ措置はありますか。 .....	11
問13 都道府県知事による畜産クラスター計画の評価基準を教えてください。 ....	11
問14 総合評価基準の基本的な考えを教えてください。 .....	11
問15 農福連携の取組へのポイント加算については、どのような取組を行えばよいのですか。 .....	12
問16 減算事項を追加した理由を教えてください。 .....	13

問17 総合評価基準のⅠの(1)の②の「都道府県計画等」には、家畜排せつ物法に係る都道府県計画は含まれますか。 .....	14
<b>【成果目標年度】</b> .....	14
問18 成果目標年度の設定について教えてください。 .....	14
問19 収益向上効果を算出する場合、事業実施前の基準となる年度はいつになるのですか。 .....	14
<b>【計画の認定】</b> .....	15
問20 知事が計画認定に際して確認する項目として「地域内の畜産の中心的な経営体への再編・合理化…」とありますが、この「再編・合理化」は乳業再編合理化のイメージと同様に農家数も減らすという意味ですか。 .....	15
問21 地域へのメリットの波及効果について、地域に畜産農家が2戸しかおらず、2戸とも中心的な経営体に位置付けた場合の考え方を教えてください。 .....	15
問22 畜産クラスター協議会に都道府県が参画している場合でも、畜産クラスター計画の知事認定は必要ですか。 .....	15
問23 畜産クラスター計画は、実証支援事業の実施によって策定される必要がありますか。それとも、自主的に策定したものでも都道府県知事の認定を受ければ良いのですか。 .....	16
問24 畜産クラスター計画の認定に当たって、事前に国との協議を行う必要はありますか。 .....	16
問25 畜産クラスター計画の都道府県による認定は、いつまでに行わなければならないのですか。 .....	16
問26 畜産クラスター計画の認定に当たって、第三者の評価等を入れる必要はありますか。 .....	17
問27 畜産クラスター計画は、随時見直しを行って良いのですか。見直しを行った場合には、必ず都道府県知事の再認定を受ける必要がありますか。 .....	17
<b>【その他】</b> .....	17
問28 畜産クラスター計画の作成推進には都道府県等行政組織の関与度合いが高くなると考えられますが、事業費として推進事務費が措置される予定はありますか。 .....	17
問29 畜産クラスター計画は継続的な取組が前提となりますが、事業において取組を継続させる仕組みは考えていますか。 .....	18
問30 県が認定した畜産クラスター計画は公表する必要がありますか。 .....	18

IV	中心的な経営体 .....	19
	問1 中心的な経営体は、どのような者が対象になりますか。 .....	19
	問2 補助事業の対象者は、中心的な経営体に位置付けられることが要件となるの ですか。 .....	19
	問3 1つの畜産クラスター計画の中に、複数の中心的な経営体が位置付けられて いても構いませんか。 .....	19
	問4 補助事業を活用しない中心的な経営体が畜産クラスター計画に位置付けら れることもあるのですか。 .....	19
	問5 補助事業を活用できる中心的な経営体に要件はありますか。 .....	20
	問6 耕畜連携による堆肥利用を推進するために、耕種農家の堆肥舎を整備する場 合補助の対象となりますか。 .....	20
	問7 平成28年度補正予算から、株式会社の要件が変更されていますが、考え方を 教えてください。 .....	21
	問8 株式会社又は持ち分会社について、「農業（畜産を含む）を主たる事業とし て営むもの」に該当するか否かの判断はどのように行えば良いのですか。 ....	21
	問9 種豚や雛の広域供給を目的とした農場は中心的経営体に位置付けられます か。 .....	21
	問10 雛の生産とワクチン卵の生産を行っている農場は中心的経営体に位置付け られますか。 .....	21
	問11 農業者が出資して設立した会社等は中心的経営体に位置付けられますか。 ..	22
	問12 農業高校や農業大学等は中心的経営体に位置付けられますか。 .....	22
	問13 福祉法人ですが障がい者支援のために農場を営む場合は中心的経営体に位 置付けられますか。 .....	22
V	施設整備事業 .....	23
	<b>【事業実施主体・取組主体】</b> .....	23
	問1 事業全体の仕組はどのようなものですか。 .....	23
	問2 畜産クラスター協議会を事業実施主体とするのはどのような理由からです か。 .....	23
	問3 畜産クラスター事業については、大規模経営だけでなく中小の家族経営を含 む多様な担い手がより利用しやすくするべきではないですか。 .....	23
	問4 法人化要件緩和に当たっての知事特認の内容を教えてください。 .....	24

問5 「青色申告を継続して行うことが見込まれる」とは、何をもって判断するの ですか。 .....	24
問6 「原則として45歳未満」となっていますが、どのような場合に何歳まで認め られるのですか。 .....	24
問7 「法人化しないことの相当の理由」とは、どのようなことが考えられるので すか（基準は示さないのか）。 .....	24
問8 公社等が整備した施設を中心的な経営体に貸し付ける場合の貸付方法はリ ース方式のみですか。 .....	25
問9 複数の農業者が構成員となっている組織について、その構成員のための分散 整備は可能ですか。 .....	25
問10 市町村は施設整備の取組主体になることができるのですか。 .....	25
問11 受託組織として農協が取組主体になることはできますか。また、地域の肥育 素牛供給を拡大するため、農協が施設整備をした繁殖センターで農協自らが繁 殖経営を行う場合には事業対象となりますか（農協は中心的な経営体になり得 るか）。 .....	25
問12 民間会社所有の家畜の預託を受けている預託専門農家でも、中心的な経営体 に位置付けられれば取組主体となって事業を実施することは可能ですか。 ....	26
<b>【対象施設】</b> .....	26
問13 どのような施設が整備可能ですか。 .....	26
問14 畜舎等を整備するための敷地造成や地盤改良は補助の対象になりますか。 ....	26
問15 非常用発電機は附帯設備として補助対象となりますか。 .....	26
問16 施設移転の際には集落から離れていることが多いため、水道等のインフラ整 備も補助対象にできますか。 .....	26
問17 敷地内に設置する井戸や受電設備は補助対象となりますか。 .....	27
問18 畜産クラスター事業で、バイオガスプラントは補助対象になりますか。また、 環境優先枠であれば補助対象となりますか。 .....	27
問19 畜産クラスター事業で、バイオガスプラントを構成する施設の一部を整備す る場合は補助対象になりますか。 .....	27
問20 畜産クラスター事業で、バイオガスプラントを構成する施設の一部を整備す る場合に補助対象となる施設と考え方を具体的に教えてください。 .....	28
問21 「畜産クラスター計画のイメージ」の「耕畜連携型（特産物ブランド化・飼 料用米活用）」について、エコフィード・飼料用米に係る取組を対象としてい	



すか。 .....	33
問40 悪臭等の環境問題による農場移転に伴う施設の整備等への支援も可能ですか。 .....	33
問41 施設整備後にさらに増頭したため後追いで追加のスラリーストア一等の設備 を整備することは可能ですか。 .....	34
問42 施設整備事業において、家畜排せつ物処理施設として高度利用施設（メタン 発酵処理施設、焼却施設、炭化施設）を補助対象にできますか。 .....	34
問43 畜産クラスター事業で整備した施設に後から発電設備等を追加で整備する場 合は補助金の返還が必要ですか。 .....	34
問44 家畜排せつ物処理施設の整備と併せてフロントローダー等を導入することは できますか。 .....	35
問45 収益性の考え方について、畜産環境対策では、何をもって収益性の向上とす ればよいのですか。 .....	35
<b>【家畜導入】</b> .....	35
問46 貸付によらない場合も家畜導入の対象とできませんか。 .....	35
問47 生産者や地域（都道府県、市町村、農協等）の独自財源により畜舎を整備し 農家に貸し付ける場合、家畜導入だけで支援対象とできませんか。 .....	36
問48 平成29年度補正予算から、肉用繁殖雌牛の導入月齢が48か月齢未満から72か 月齢未満まで引き上げられています。どのような理由から変更になったので すか。また、これによる注意点はありますか。 .....	36
問49 平成29年度補正予算から、施設等を整備する場合には、国の共済制度又は民 間の建物共済、損害補償保険等に確実に加入することとされましたが、本事業 で導入する家畜も、保険に加入する必要はありますか。 .....	37
<b>【規模拡大要件】</b> .....	37
問50 「当該地域の平均規模以上」の要件の「地域」の範囲は、畜産クラスター計 画の地域と同一と考えて良いのですか。また、当該地域における畜産農家戸数 が少ないなど地域の平均値として相応しくない場合、市町村区域、農協区域、 府県区域にまで拡大して考えても良いのですか。 .....	37
問51 規模拡大要件について、例えば、A農業法人（鶏飼養羽数10万羽）が、離農 したB農家（飼養羽数5万羽）の施設を買収し補改修を行うとした場合、当該 施設は、5万羽より大きな規模に拡大する必要がありますか。 .....	38
問52 規模拡大の要件は、施設の補改修を行う場合についても課されますか。 .....	38

<b>【生産効率向上要件】</b> .....	38
問53 生産効率向上要件において、例えば、乳用牛の借り腹による黒毛和種生産の ように、酪農経営における副産物の生産効率向上でも対象となりますか。 ....	38
問54 「生産効率の改善により単位期間における単位頭羽数当たりの畜産物の出荷 量等が向上すること」とありますが、具体的にはどのような指標となるのです か。 .....	39
問55 生産効率向上要件を選択する場合、事業実施計画に「生産効率向上に係る取 組概要」と「生産効率向上を確実にを行うための技術支援体制」を記載すること となっていますが、具体的にどのような内容を記載すれば良いのですか。 ....	39
<b>【成果目標】</b> .....	40
問56 成果目標の達成年度は何年後に設定されるのですか。 .....	40
問57 施設整備事業の成果目標について、実際に施設整備をした取組主体の収益性 に係る目標設定をしなければなりません。TMRセンターやCS・CBSのような 利用する農家の収益性向上に資する取組の場合には、利用する農家の収益性向 上効果でも良いのですか。 .....	40
問58 畜産クラスター事業で、バイオガспラントを構成する施設の一部を整備し た場合、効果は整備した前処理施設、資源化施設といった施設毎に設定する必 要がありますか。 .....	41
問59 成果報告書の成果目標の達成率はどのように算出したらよいのですか。 ....	41
問60 成果目標の評価に当たっては、外的要因を排除するための価格補正を行うこ ととされていますが、どのように補正したらよいのですか。 .....	41
<b>【事業年度】</b> .....	43
問61 どの枠を使えば、複数年度での事業実施が可能ですか。 .....	43
問62 整備する施設は1種類ですが、規模が大きいため複数年度で事業実施できま すか。 .....	43
問63 2か年度事業の考え方として、1年目は建物、2年目は内部設備という分割 の仕方は可能ですか。 .....	43
問64 複数年度の事業実施計画が承認された場合、2年度目以降の採択は確実にす るか。 .....	44
問65 施設整備事業の複数年計画において、異なる取組主体が実施する場合の事業 実施計画の総合評価は、どのように行えば良いのですか。 .....	44
問66 実施要領別紙1の第8の2の(6)において、交付手続については、「原則	

として毎年度行う」とされていますが、毎年度の交付手続によらない場合とは どのような場合ですか。 .....	45
<b>【事業費】</b> .....	45
問67 基準事業費及び特認事業費の対象経費の考え方を教えてください。 .....	45
問68 施設整備のコストが上昇しており、上限単価を見直すべきではないですか。 .	45
問69 特認単価を認める場合に、農政局長等に対して協議すべき内容を教えてくだ さい。 .....	46
問70 事業実施に必要な諸経費は、補助対象となりますか。 .....	46
<b>【採択】</b> .....	46
問71 事業採択に当たっては、「強い農業づくり交付金」のようなポイント制にな りますか。 .....	46
問72 採択はどのような考え方で行うのですか。 .....	46
<b>【手続き】</b> .....	47
問73 基金事業の予算は、基金管理団体（中央畜産会）から都道府県を經由して交 付されますか。年度内に事業が完了しない場合には、国の繰越承認は必要です か。 .....	47
問74 複数の市町村をまたぐ計画の場合、「強い農業づくり交付金」では主たる市 町村長に計画を提出することとなっていますが、本事業でも同じ手続きとなり ますか。 .....	47
問75 基金事業の補助金は、市町村を經由して交付されますか。 .....	47
問76 施設整備事業による施設整備と機械導入事業を同時に行う場合、事務手続き の簡略化や優先的な事業採択の仕組みは導入されますか。 .....	47
問77 提出書類の簡素化はできますか。 .....	48
問78 補助事業の執行にあたって、工期を十分確保するための方法はありますか。 .	48
問79 要望段階で自己責任において入札公告の公示ができるとされていますが、そ の際に付すべき条件は何ですか。 .....	48
問80 入札公告の公示を行う場合、本年度はいつからできますか。 .....	49
問81 入札公告の公示を自己責任で行った場合、契約も同様に自己責任で行えます か（事前着工届の省略は可能ですか）。 .....	49
問82 入札公告を公示したが、予算配分がなかった場合の対応として何かあります か。 .....	49
問83 事前着工手続きはいつからできますか。 .....	49

問84 施設整備事業の場合、事業実施主体に多額の補助金が交付されますが、財産管理上の不安があります。 .....	50
問85 政令指定都市であっても補助金は都道府県を経由する必要がありますか。 ....	50
問86 畜産クラスター協議会が県域団体の場合、補助金は市町村を経由しなくても良いとされていますが、入札代行等で市町村の関与が必要となりますので、市町村を経由させることは可能ですか。 .....	50
問87 落札した建設会社との契約は、取組主体が直接行うのですか。その場合、施行に係る業務を畜産クラスター協議会に委託することはできますか。 ....	50
問88 「強い農業づくり交付金」と同様に、施設整備を行う地区に酪肉近市町村計画が策定されている必要はありますか。 .....	51
<b>【その他】</b> .....	51
問89 畜産物加工施設の費用対効果分析はどのように算出すれば良いのですか。 ....	51
問90 施設整備事業の費用対効果分析において「他の事業等と併せて整備することにより効果が一体的になって発現される場合」について、具体的な総事業費の範囲はどのようになりますか。 .....	51
問91 施設整備事業の費用対効果分析において畜産経営体所得向上効果を算定する際、減価償却費を支出として計上することになっていますが、本事業で新たに整備する施設に係る減価償却費も支出として計上する必要がありますか。 ....	51
問92 畜産クラスター協議会の構成員に機械メーカー等が入った場合、入札等で気をつけることはありますか。 .....	52
問93 施設等を整備する場合には、国の共済制度又は民間の建物共済、損害補償保険等に確実に加入することとされましたが、加入したことの確認はどのように行うのですか。 .....	52
<b>VI 機械導入事業</b> .....	53
<b>【概要】</b> .....	53
問 1 「機械導入事業」について説明してください。 .....	53
問 2 機械導入事業は、だれでも利用できますか。 .....	53
問 3 平成26年度補正予算で実施した畜産収益力向上支援（リース事業）を平成27年度補正予算でどのように見直したのですか。 .....	54
問 4 機械導入事業については、今までどのような見直しを行ってきましたか。 ..	54
<b>【事業実施主体】</b> .....	55
問 5 機械導入事業では、基金管理団体を事業実施主体として実施しているのです	

か。 .....	55
問6 機械導入事業について、令和元年度補正から都道府県を事業区域とする民間 団体を事業実施主体として公募したのですか。 .....	55
<b>【購入方式】</b> .....	55
問7 購入方式での導入を可能とした理由は何ですか。 .....	55
問8 購入方式で機械を導入しようとする場合、どのようなことに留意する必要が ありますか。 .....	56
問9 購入方式では、動産総合保険等の加入が要件となっていますが、どのような ものですか。 .....	57
問10 動産総合保険の保険料は、補助対象となりますか。 .....	57
問11 購入方式で機械を導入する場合、補助金の支払は精算払ですか。 .....	57
問12 補助残額の融資を受ける際、導入する機械装置を担保とすることは可能で すか。 .....	58
問13 既存機械の処分益は、補助対象経費から除外する必要がありますか。 .....	58
<b>【リース方式】</b> .....	58
問14 「リース事業」における申請手続を教えてください。 .....	58
問15 リース方式で導入する場合、機械の価格、リースに係る附加貸付料が高く、 実質的な補助率が下がっていると聞きますが、対策を講じるべきではないで すか。 .....	59
問16 リース方式ではリース事業者と契約しますが、リース事業者による審査は厳 しいのですか。例えば、負債額が売上額と同程度もしくは超過していても貸付 は承認されるのですか。 .....	59
問17 この事業でリース契約を行いました。リース期間の途中において一括返済 を行うことは可能ですか。 .....	60
問18 事業参加申請提出後に、リース方式から購入方式に（あるいはその逆に）変 更することは可能ですか。 .....	60
<b>【補助対象機械装置等】</b> .....	60
問19 「補助対象機械装置一覧」に掲載されていない機械装置は対象とならないの ですか。対象となる機械装置はどのような判断基準によるのですか。 .....	60
問20 問19の1の(3)で言う「6次産業化的な取組」とは、具体的にどのような 取組を指すのでしょうか。 .....	61
問21 冷水供給システムは、機械導入事業の対象になりますか。 .....	61

問22	温水を配管に通して室内を温めるための「ボイラー」は暖房装置に該当しますか。 .....	62
問23	省エネ・電力安定供給のための機械装置の「効率的生産の継続に資する機械装置」とは、どのような機械装置ですか。 .....	62
問24	自家発電機は畜産クラスター事業の対象ですか。 .....	62
問25	自家発電機のみ導入する場合も機械導入事業の対象として欲しい。 .....	63
問26	自家発電用で、収益向上に資する太陽光発電やバイオマス発電の装置を導入することは可能ですか。 .....	63
問27	「家畜飼養管理機械装置」のうち「その他個体装着型家畜管理装置」はどのような機械ですか。 .....	63
問28	「搾乳関係機械装置」として、「パイプライン」は補助対象となりますか。 .....	63
問29	「搾乳関係機械装置」として、パイプラインミルクカーはどのような場合に対象となりますか。 .....	64
問30	「畜産物管理・加工機械装置」のうち、鶏卵関係では何が対象となりますか。 .....	64
問31	「飼料収穫・調製用機械装置」のうち、「運搬機」や「サイレージ等取出・積込機」とは、どのような機械ですか。 .....	65
問32	手押し式や乗用式のディスクモアは対象となりますか。 .....	65
問33	「その他の飼料生産関係機械装置」とは、どのような機械が該当しますか。 .....	65
問34	稲WC Sを収穫・調製する場合にはホイールローダー等が補助の対象となるのに、稲わらを収集する場合には補助の対象とならないのはなぜですか。 .....	66
問35	稲作農家が稲わら収集機を導入しても対象となりますか。 .....	66
問36	「スマート農業関連機械装置」とは具体的にはどのようなものですか。 .....	66
問37	「ICT関連機械」とは具体的にはどのようなものですか。 .....	67
問38	自動操舵装置やGPSガイダンスシステムは、どのような場合に補助対象外となりますか。 .....	67
問39	「草地等管理用機械装置」とは具体的にはどのような機械ですか。 .....	67
問40	コンバイン（飼料用米生産に使用）等は補助対象機械等に該当しますか。 ..	68
問41	飼料用米を配合飼料と混合・調製できる飼料バルク車は、飼料用米利用に必要な機械として対象になりますか。 .....	68

問42 破砕機、糶すり機は、飼料用米利用に必要な機械として対象になりますか。 .....	68
問43 「飼料調製用機械装置」の「その他」の一部の機械装置では、括弧書きで「TMR調製作業の用途に限る」と限定していますが、TMR以外の調製の用途に使用してはだめですか。.....	68
問44 「飼料保管装置」として「簡易飼料保管庫」がありますが、どのようなものが対象となりますか。.....	69
問45 「エコフィード調製装置」はどのようなものですか。.....	69
問46 機械導入事業において「堆肥調製散布関係機械装置」として対象となる機械はどのようなものですか。.....	69
問47 堆肥の攪拌装置について、更新とみなされ補助対象として認められないのは、どのような場合なのでしょう。.....	70
問48 平成29年度補正予算から補助対象機械装置に追加された「ふん尿除去機械装置（自走式を除く）」はどのようなものですか。.....	70
問49 知事特認の機械として、どのようなものが対象となるのですか。.....	70
問50 汎用性のある運搬車両等は含まないとされていますが、トラクターは導入できないのですか。.....	71
問51 トラクター導入については、知事特認ではなく、一般枠の中で規模拡大を要件として補助すべきではないのでしょうか。.....	71
問52 無人トラクターは、補助対象になりますか。.....	71
問53 ホイルローダーのオプション品（クイックカプラ等）が対象となる場合とならない場合を教えてください。.....	71
問54 飼料タンクに接続するフィーダーケーブルは対象になりますか。.....	72
問55 油圧ショベルは補助対象になりますか。.....	72
問56 飼料畑や畦畔の除草用ハンマーナイフチョッパーは補助対象になりますか。 .....	72
問57 鶏が産卵するためのネストや鶏用ゲージは対象になりますか。.....	72
問58 畜舎周辺の環境を整備するための芝刈機や雑草刈機等は補助対象となりますか。.....	73
問59 畜舎区域内の除雪のための機械装置は補助対象となりますか。.....	73
問60 導入機械の能力（馬力等）に制限はありますか。.....	73
問61 一生産者当たりの導入機械等の上限金額、台数制限はありますか。.....	73

問62	ハード（施設整備）事業で畜舎と一体的に整備する設備と、機械導入事業で整備する機械との違いは何ですか。 .....	73
問63	既にリース事業者とリース契約を締結し、リース期間中にある機械装置は事業の対象となりますか。 .....	74
問64	中古の機械装置は、事業の対象となりますか。 .....	74
<b>【取組主体】</b>	.....	74
問65	取組主体の要件を教えてください。 .....	74
問66	畜産経営強化支援事業においては、集団も対象となりますか。 .....	75
問67	認定農業者の経営改善計画の認定期間が事業実施中に終了となり、再認定を受けなかった場合、補助対象外となりますか。 .....	75
問68	取組主体の要件のうち、株式会社又は持分会社について教えてください。 ..	75
問69	過去に同様のリース事業を受けた者は、本事業を利用することはできますか。 .....	75
問70	畜産経営力向上緊急支援リース事業、畜産収益力向上緊急支援リース事業及び畜産収益力強化緊急支援事業を受けた者は、本事業を利用することはできますか。 .....	76
問71	取組主体（畜産農家等）が導入機械の処分制限期間中に離農した場合もしくは死亡した場合、どうなりますか。 .....	76
問72	取組主体（畜産農家等）の信用保証はどうなりますか。 .....	77
問73	取組主体（畜産農家等）は、契約するリース事業者を自由に選択して事業に参加できますか。 .....	77
<b>【要望調査】</b>	.....	78
問74	ホイローダーとベールグラブ等、一体的に利用する機械装置を要望する場合、要望調査はどのように記載すれば良いですか。 .....	78
問75	施設整備事業で施設整備を行い、施設内で利用する機械装置を機械導入事業で要望することはできますか。 .....	78
問76	施設整備事業を実施した経営で機械導入事業が採択されない場合があるが、一体的導入を徹底するべきではないか。 .....	78
問77	要望調査時に不採択となったが、次回の要望調査時に改めて書類を作成しなくてはならないでしょうか。前回のものを流用できないでしょうか。 .....	78
<b>【協議会における優先順位の決定】</b>	.....	79
問78	畜産クラスター協議会内で優先順位を決定するに当たっては、テーマ毎の優	

先順位が優先されることとなっているが、テーマ間で優先順位を入れ替えても良いですか（例：テーマAの5番目とテーマBの1番目を入れ替えるような場合）。	79
問79 施設整備を行う取組との整合性については、国庫補助事業を活用しない施設整備についても考慮されますか。その場合、都道府県はどのようにして把握するのですか。	79
問80 複数の機械導入について、複数機械をまとめて導入した方が効果的である場合とは、どのような場合が想定されるのですか。	79
問81 「過去の実績による調整を排除」とは、過去の事業で導入したことがある者は、優先順位が低くなるということですか。	79
問82 どうしても優先順位が決められない場合は、くじ引き等の公平な手法を選択しても良いのですか。	80
問83 都道府県との協議において、意見の表明があった場合には、必ず、優先順位等を見直すなど意見に従わなければならないのですか。	80
<b>【割当】</b>	80
問84 畜産クラスター協議会への配分予定額通知は、どのような考え方で行うのですか。	80
問85 割当は、畜産クラスター協議会単位、取組主体単位、都道府県単位のいずれで行うのですか。	81
問86 事業参加要望書を事業実施主体に提出するに当たっては、決定した優先順位は、必ず守らなくてはならないのですか。	81
問87 事業実施主体からの配分予定額通知において割当対象となった機械装置は、配分予定額の範囲内であれば全て導入可能と考えて良いのですか。	81
問88 三者見積等の結果、調達価格が事業参加要望書に記載された金額より安価となり配分予定額に残額が生じた場合は、次の優先順位のもを事業の対象としてもかまいませんか。	81
問89 補助残額の資金調達ができなかった場合やリース事業者の与信ができなかった場合等、やむを得ない事情で事業に参加できない取組主体が生じた場合は、次の優先順位のもを繰り上げて割当対象としてもかまいませんか。	82
<b>【事業参加申請】</b>	82
問90 通知で示された配分予定額に係る対象機械について、事業参加申請時に変更が認められる場合と、認められない場合を教えてください。特に、型式の変更	

・ 廃盤・モデルチェンジに伴う場合、補助金額の増減、台数・機種の変更はど こまで認められますか。 .....	82
問91 補助金申請等において、事業実施主体から顛末書を求められるのはどのよう な場合ですか。また、その使用目的は何ですか。 .....	82
問92 取組主体が提出した参加申請書が現在どの段階で審査されているのか知り たい場合の問い合わせ先を教えてください。 .....	82
問93 機械装置の共同利用を前提に事業参加申請を行ったが、その中の1人が別 途、同じ機械装置を導入するための事業参加申請を行うことは可能ですか。 ..	83
<b>【成果目標】</b> .....	83
問94 機械導入事業の成果目標はどのように考えれば良いのですか。 .....	83
問95 機械導入事業の成果目標は、経営全体について5%改善する必要があるので すか。例えば、飼料収穫機を導入した場合、生産コスト削減として飼料費のみ の5%削減でも良いのではないのでしょうか。 .....	84
問96 成果は、当該機械の導入による直接の効果のみでなければなりませんか。 ..	85
問97 発情発見装置を導入した場合、受胎から子牛が出荷されるまでには2年近く かかるため、実際に販売額や所得向上の効果が現れるのは翌々年度以降になり ます。このような場合、機械導入翌年度の効果はどのように考えれば良いので すか。 .....	85
問98 販売額の増加を目標とする場合、生産物価格（単価）は変動しないと仮定し てかまいませんか。 .....	85
問99 省力化機械を導入して労働コストの削減を図る場合などは、家族労働費を金 額に換算して成果目標として設定しなくてはなりませんか。 .....	86
問100 災害時に使用する自家発電機の成果目標は、どう考えれば良いのですか。 ..	86
問101 複数の機械装置を同時に導入する場合は、それぞれの機械装置について5 %（大規模経営にあつては8%）の成果目標を設定する必要がありますか。 ..	86
問102 「現状値」は事業実施の前年度とされていますが、要望調査を提出する時 点で前年度の数値がわからない場合はどうすれば良いのですか。 .....	87
問103 発注から納品までに時間がかかる等の事情により、当初予定した年度に機 械を導入できず翌年度にずれこんだ場合、現状値及び目標値の年度はどのよう に考えれば良いのですか。 .....	87
問104 飼料生産受託組織等経営高度化支援事業において、導入した機械装置を用 いた収量の向上等の取組では、収穫量（TDNベース）を概ね10%以上増加させ	

ることとありますが、受託面積の増加によって得られた収穫量も対象となりま すか。 .....	87
問105 成果報告書の成果目標の達成率はどのように算出したらよいのですか。 ....	87
問106 成果目標の評価に当たっては、外的要因を排除するための価格補正を行うこ ととされていますが、どのように補正したらよいのですか。 .....	87
<b>【事務の委託】</b> .....	87
問107 事業実施主体は、業務の一部を委託できることとなっていますが、特定の協 議会の構成員である団体等に委託することは可能ですか。 .....	87
<b>【与信審査】</b> .....	88
問108 与信審査は、どのタイミングで行うことになるのですか。 .....	88
問109 取組主体の与信審査等に時間を要する場合、他の取組主体の機械導入に影 響がでることもあると考えられますが、事業参加申請書を分割して提出するこ とは可能ですか。 .....	88
<b>【リース会社の選定】</b> .....	88
問110 どのようなリース事業者がこの事業の対象となりますか。 .....	88
問111 リース期間はどのようにして決められますか。 .....	88
問112 契約したリース事業者がリース期間中に倒産又は、リース部門を廃止した 場合、 どうなりますか。 .....	89
問113 事務を簡素化するため、利用するリース事業者を畜産クラスター協議会で 1つに絞っても良いのですか。 .....	89
<b>【その他】</b> .....	89
問114 酪農から繁殖経営へ転換した場合、クラスター計画や成果目標の変更手続 きはどのようにすれば良いのでしょうか。 .....	89
問115 機械導入事業では、都道府県等の行政機関は関与しないのですか。 ....	89
問116 事業参加申請と実際のリース契約締結の関係を説明してください。 ....	90
問117 農協等が機械を借り受け、取組主体（畜産農家等）に再貸付することは可 能ですか。 .....	90
問118 リース方式で機械を導入する場合、費用対効果分析は実施しなくてもかま いませんか。 .....	91
問119 機械の価格（及び納入業者）は、3者以上の見積により選定すれば良いの ですか。 .....	91
問120 3者見積を行うにあたり留意すべきことはありますか。 .....	91

問121	中古機械を導入する場合も3者見積は必要ですか。他に必要なものはあります ますか。 .....	91
問122	見積書の消費税については、事業者から提出のあった処理方法（小数点以 下の端数の切上げ、切捨て、四捨五入のいずれか）が良いのですか。 .....	92
問123	取組主体（畜産農家等）が本事業により導入した機械装置の目的外利用が 判明し、補助金返還となった場合、どうなりますか。 .....	92
問124	機械導入事業でも、施設整備事業（ハード事業）のような規模拡大等の要 件は課せられますか。 .....	92
問125	機械装置の本体価額には運送費と工事費を含めても良いのですか。 .....	93
問126	納入時に機械装置の型式等が申請内容と異なっていた場合、どうすれば良 いのですか。 .....	93
問127	将来的な増産等の計画を証明する必要があるのですか。 .....	93
問128	農協が機械装置の販売業者となることは可能ですか。 .....	93
問129	取組主体（畜産農家等）が導入した機械が被災した場合、どうしたら良い のですか。 .....	94
問130	経営継続が困難となった場合に、他の農家に名義変更して活用することは できますか。また、補助金の返還は必要ですか。 .....	94
<b>VII</b>	<b>実証支援事業</b> .....	<b>95</b>
	<b>【趣旨】</b> .....	<b>95</b>
問1	実証支援事業を行うのはなぜですか。 .....	95
	<b>【実証支援事業における複数年度事業等】</b> .....	<b>95</b>
問2	実証支援事業において、複数年度の事業は認められないのですか。 .....	95
問3	これまでに実施した実証支援事業の成果が不十分であることから、継続して 要望することは可能ですか。 .....	95
	<b>【補助対象経費】</b> .....	<b>96</b>
問4	実証支援事業の補助対象経費を教えてください。実証のために必要であれ ば、種子代や人工授精・受精卵移植経費、ワクチン等の衛生資材も対象となり ますか。 .....	96
問5	畜産クラスター協議会の構成員である畜産農家が、県の試験場等で飼料分析 等を行う経費は補助対象経費に該当しますか。 .....	96
問6	広域的な取組を行う場合、輸送経費も対象となりますか。 .....	96
問7	飼養試験の範囲はどうなっていますか。 .....	96

【成果目標】 .....	97
問8 「機械導入事業の優先順位の決定に係る基本方針」に成果目標の達成状況を考慮して優先順位を付す規定を追加したのか。 .....	97
【その他】 .....	97
問9 拡充された広域的な取組とは、協議会間で連携しなければならないのですか。 .....	97
問10 計画の目標年度は何年後に設定されるのですか。 .....	97
問11 事業の申請は、畜産クラスター協議会から地方農政局長等あてに直接提出すれば良いのですか。 .....	97
VIII その他 .....	98
問1 事業費の支払について、事業年度途中の概算払請求は可能ですか。 .....	98
問2 補助事業の審査について迅速化する方法はありますか。 .....	98
問3 成果目標において、大規模経営の定義として「正規雇用」とありますが、どのような雇用形態をいいますか。 .....	98
IX 肉用牛・酪農重点化枠 .....	99
問1 肉用牛・酪農重点化枠の目的は何ですか。 .....	99
問2 具体的にどのような取組（地域システムの構築）が支援対象となりますか。 .....	99
問3 施設整備、機械導入、実証支援の全てに必ず取り組む必要がありますか。 .....	100
問4 肉用牛・酪農重点化枠として一体的な支援の対象となる取組の範囲はどのようなものですか。 .....	100
問5 現状水準の記載方法について、留意点はありますか。 .....	100
問6 目標水準の記載方法について、留意点はありますか。 .....	101
問7 肉用牛・酪農重点化枠の採択に当たっての審査基準はありますか。具体的な採択方法を教えてください。 .....	102
問8 購入方式での家畜導入について、上限頭数はありますか。 .....	103
問9 施設整備事業で導入した家畜を売却することは可能ですか。 .....	104
問10 支援対象の地域活性化施設（研修施設）とは、具体的にどのような施設ですか。 .....	104
問11 肉用牛・酪農重点化枠では、複数年度計画の事業は実施可能ですか。 .....	105

X	中山間地域優先枠 .....	106
	問1 中山間地域優先枠の目的は何ですか。 .....	106
	問2 中山間地域等とは具体的にどのような範囲を指しますか。 .....	106
	問3 具体的にどのような取組が支援対象となりますか。具体的な要件を教えてください。 .....	107
	問4 取組を行おうとする地域の中に、中山間地域優先枠の対象となる地域と対象にならない地域が混在している場合、中山間地域優先枠の対象とされない地域も含めて中山間地域優先枠の取組を行うことはできますか。 .....	108
	問5 中山間地域優先枠では、2か年事業はできないのですか。 .....	108
	問6 取組のうち、「後継者が確保されており、当該後継者が5年以内に経営継承等することが確実と見込まれること」とは、どのようにして確認するのですか。 .....	109
	問7 「後継者の確保」の取組には、全くの新規就農は支援対象とはならないのですか。 .....	109
	問8 経営移譲が進むような支援がありますか。 .....	109
	問9 「中山間地域等の離農又は経営規模を縮小する畜産経営の家畜、畜舎、飼料畑（放牧地を含む）のいずれかを継承する」場合に、畜舎や飼料畑、家畜の購入又は賃貸料は補助対象となりますか。 .....	110
	問10 飼料畑のみを継承し、畜舎を新築する場合にも補助対象となりますか。 ....	110
	問11 中山間地域優先枠の具体的な採択方法を教えてください。 .....	110
	問12 中山間地域優先枠の要件の「地域全体の飼養頭数の伸び率以上の取組」とはどのような取組ですか。要件緩和の内容を教えてください。 .....	111
	問13 「地域全体の飼養頭数の伸び率以上の取組」が行われた場合、規模拡大要件について緩和されますが、この場合の「地域」とはどのような範囲を指しますか。 .....	111
	問14 規模拡大要件が従来の「地域の平均規模以上の増頭」に加え「概ね全国平均規模以上の増頭」が追加され、いずれかを選択できるようになりましたが、中山間地域優先枠については変更がありますか。 .....	111
	問15 地域の飼養頭羽数の伸び率がマイナスであり、取組主体の飼養頭羽数の伸び率もマイナスとなる計画の場合、地域の飼養頭羽数の伸び率の減少率よりも小さい場合には支援対象となりますか。 .....	112

問16	中山間地域所得向上支援対策との関係を教えてください。	112
XI	輸出拡大優先枠	113
問1	輸出拡大優先枠の目的は何ですか。	113
問2	具体的にどのような取組が支援対象となりますか。	113
問3	輸出拡大優先枠の具体的な要件を教えてください。	113
問4	輸出拡大優先枠の具体的な採択方法を教えてください。	114
問5	輸出拡大優先枠で採択された取組主体が生産した畜産物は、必ず輸出される ことが必要ですか。	114
問6	輸出業者が協議会の構成員から外れた場合、補助金返還になりますか。	114
問7	輸出計画通りの輸出がなされない場合、補助金返還になりますか。	115
XII	国産チーズ振興枠	116
問1	国産チーズ振興枠ではどのような取組が支援対象となりますか。	116
問2	国産チーズ振興枠の高品質化要件について、既に乳質に関する基準の基準1 及び基準2ともにクリアしている場合、支援対象となりますか。	116
問3	国産チーズ振興枠に取り組む場合、高品質化のための目標設定は必須です か。	116
問4	国産チーズ振興枠で、アイスクリームやバターなど他の乳製品を製造するた めの施設は支援対象になりますか（例えば、アイスクリームの製造施設だけを 整備することは可能でしょうか）。	117
問5	国産チーズ振興枠では、協議会の構成員に乳業メーカー等の参画を要件とし ていますが、公正な生乳取引の観点で問題はないですか。	117
問6	国産チーズ振興枠のうち、チーズ製造業者と一体の取組において機械導入を 行う者は実証支援の実施が必須となっていますが、導入する機械は実証支援の 内容に合致したものである必要はありますか。	118
問7	国産チーズ振興枠に取り組む場合に参画するチーズ製造業者等は、協議会の 取組の範囲の中で、チーズ製造を行っている必要がありますか。	118
問8	国産チーズ振興枠のうち、「原料乳生産酪農経営の取組」においては、チー ズ向け原料乳を供給していることをどのように確認するのですか。	118
問9	「チーズ製造業者と一体の取組」を行う場合、複数年度での施設整備は可能 ですか。	119

<b>XIII</b>	<b>環境優先枠</b> .....	120
問1	環境優先枠の目的は何ですか .....	120
問2	具体的にどのような取組が支援対象となりますか。具体的な要件を教えてください。 .....	120
問3	環境優先枠の具体的な採択方法を教えてください。 .....	121
問4	環境優先枠では、補助対象として新たに追加された施設等がありますか。 .....	121
問5	環境優先枠では発電施設等も対象となりますか。 .....	121
問6	家畜排せつ物処理施設と畜舎を合わせて整備する場合、環境優先枠の対象になりますか。 .....	122
問7	パーラー排水の処理施設も対象となりますか。 .....	122
問8	地方公共団体が取組主体になる場合、整備した施設を貸し付けなくてもよいのですか。 .....	122
問9	中山間地域で家畜排せつ物処理施設を整備する場合であっても、規模拡大の要件は緩和されないのですか。 .....	122
問10	環境優先枠で取り組む場合、成果目標は緩和されないのですか。 .....	123
問11	地方公共団体が共同利用家畜排せつ物処理施設を整備する際の成果目標については、地域の飼養頭羽数増加と施設利用者の処理費用の低下の2つの目標をクリアしなければならないのですか。 .....	123
問12	すでにクラスター事業を活用して畜舎を整備しましたが、その時の成果目標で堆肥処理施設を追加で整備することは可能ですか。 .....	123
問13	地方公共団体が取組主体になる場合、「施設を利用する畜産経営の家畜排せつ物処理費用について10%以上削減」を成果目標として設定することとされていますが、畜産経営の家畜排せつ物処理費用はどのように算出すれば良いのですか。 .....	124
<b>XIV</b>	<b>畜産経営基盤継承支援事業</b> .....	125
	<b>【事業の実施】</b> .....	125
問1	基本的な事業の仕組みについて教えてください。 .....	125
問2	事業要件について教えてください。 .....	125
問3	親子継承の場合も事業の活用が可能ですか。（例えば、経営者の子供が就職したため、後継者が不在状態ですが、将来、子が現在の仕事を退職してから経営を引き継ぐ可能性がある場合の考え方について） .....	125

問4	畜産経営基盤継承支援事業を活用する後継者不在経営体には、年齢制限がありますか。 .....	126
問5	第三者の定義について教えてください。 .....	126
問6	経営継承者は新規就農者や地域の担い手などの個人農家に限定されますか。 .....	126
問7	後継者不在経営体と経営継承者との間で経営継承に関する契約等は必要ですか。 .....	126
問8	クラスター計画に後継者不在経営体として明記するに当たり、後継者不在経営体が第三者継承を行うこと及び経営継承者が経営を継承することについて の確約が必要ですか。 .....	127
問9	後継者不在経営体が施設の改修を行うこととなりますが、耐用年数より短い概ね5年以内に経営を中止することになります。この場合、特別な費用対効果算出を行う必要がありますか。 .....	127
問10	畜産経営基盤継承支援事業は将来経営移譲を予定している農家が対象となりますが、事業要件で経営継承時期が概ね5年後と定められていることから、10年後に移譲を予定する農家は補助事業が使えないのでしょうか。 .....	128
問11	法人経営であっても後継者不在経営体として事業を活用できますか。 .....	128
問12	法人経営が経営継承者になれますか。 .....	128
問13	法人経営の社員が農場長等として、後継者不在経営体の経営基盤を継承する場合は補助の対象となりますか。 .....	128
問14	畜産経営基盤継承支援事業の実施における畜産クラスター協議会の役割と責任について教えてください。 .....	129
問15	後継者不在経営体が経営継承を行わなかった場合はどうなりますか。 .....	129
問16	経営継承は概ね5年以内とありますが、経営継承時期の延長は可能ですか。 .....	129
問17	経営継承者を変更できる場合について詳しく教えてください。 .....	129
問18	経営継承者を変更する場合の手順等について教えてください。 .....	130
問19	経営継承者の都合により、概ね5年以内の完全な経営継承が難しくなった場合はどうすればよいですか。 .....	130
問20	生産量又は販売額の10%以上の増加という目標達成については、経営継承者も取り組まなければなりませんか。 .....	130
問21	経営継承した施設での経営は何年間行わなければなりませんか。（継承後数	

年で離農した場合はどうなりますか)	130
<b>【補助対象等について】</b>	131
問22 畜産経営基盤継承支援事業で行う新規就農支援と畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（施設整備事業）で実施されている新規就農者への支援との違いについて教えてください。	131
問23 畜産経営基盤継承支援事業で機械を導入することができますか。	131
問24 後継者不在経営体が行える施設整備は改修だけですか。	131
問25 経営継承者（新規就農者や地域の担い手）に対する支援は何がありますか。	132
問26 後継者不在経営体から継承された畜舎等を経営継承者が再度、改修する場合は補助の対象となりますか。	132
問27 経営継承者が後継者不在経営体から施設を取得する際の不動産取得費又は登記料等の手数料は、補助の対象となりますか。	132
<b>【継承方法等について】</b>	132
問28 畜産クラスター協議会が後継者不在経営体の施設を取得し、経営継承者に一定期間貸し付けた後に継承する場合は事業の対象となりますか。	132
問29 後継者不在経営体から経営継承者に継承する場合、譲渡ではなく、貸し付けによる継承は事業の対象となりますか。	133

## I 概要

問1 畜産クラスター関連の補助事業は、どのような内容ですか。

1 畜産クラスター関連の補助事業は、次のとおりです。

(1) 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業

畜産クラスター計画を策定した地域の収益性向上等に必要な機械の導入、施設の整備、家畜の導入等を支援

① 施設整備事業【(旧)畜産競争力強化整備事業】

② 機械導入事業【(旧)畜産収益力強化支援事業】

③ 調査・実証・推進事業（以下、実証支援事業）

【(旧)高収益型畜産体制構築事業】

(2) 畜産経営基盤継承支援事業

① 推進事業

協議会が行う、後継者不在経営体の経営資源（畜舎等施設及び施設用地等）を経営継承者に円滑に継承するための権利調整等の取組を支援

② 施設整備事業

後継者不在経営体の施設を経営継承者が良好な経営資源として活用可能な状態で継承するために必要な当該施設の補改修の取組を支援

【令和元年度補正から追加】

(3) 生産基盤拡大加速化事業（肉用牛）

輸出の拡大に向けて和牛の増産を推進するため、畜産クラスター計画に基づき、取組主体の構成員が優良な繁殖雌牛を増頭し、輸出に適した和牛肉の増産を図るための取組に必要な経費を支援

【令和元年度補正から追加】

(4) 生産基盤拡大加速化事業（乳用牛）

都府県における生乳生産基盤の強化と輸出の拡大に向けて高資質和牛の増産を推進するため、畜産クラスター計画に基づき、取組主体の構成員が乳用雌牛を増頭し、生乳及び和牛肉の増産を図るための取組に必要な経費を支援

【令和元年度補正から追加】

(5) 畜産・酪農生産力強化緊急対策事業

酪農経営における性判別精液・受精卵を活用した優良な乳用種後継雌牛の確保及び和牛主体の肉用子牛の生産拡大、肉用牛経営及び酪農経営における代謝の状況等を把握するための血液検査や早期妊娠診断を行うための超音波診断等の新たな畜産技術を活用した繁殖性の向上等を図る取組の支援、新技術を活用した改良等による種豚の生産性の向上等の取組を支援

(6) 畜産経営体質強化資金対策事業

① 畜産経営体質強化支援資金融通事業

意欲ある畜産農家の経営発展に向けた投資意欲を後押しするため、既往負債

の償還負担を軽減する長期・低利（貸付当初5年間は無利子）の一括借換資金を措置

② 乳用牛・繁殖牛増頭資金確保円滑化事業

意欲ある畜産農家の乳用牛及び繁殖牛の計画的な増頭のための家畜の購入、育成資金の借入に係る農業信用基金協会の債務保証の保証料を免除

- 2 また、1（1）の①及び②の事業において、畜産クラスター計画に位置付けられた地域の中心的な経営体の収益性向上のための畜産環境施設の整備や農場移転に伴う施設の整備等への支援も可能です。

問2 基金と一般予算の違いは何ですか。

- 1 基金事業は基金管理団体（中央畜産会）により執行され、複数年度での執行も可能ですが、一般予算は国が毎年度執行する仕組みであることが大きな違いです。このため、基金事業では交付決定は毎年度行いますが、事業実施計画については2か年度分の計画を一括して承認することができるのと同時に、後年度分の必要予算を基金において担保することが可能な仕組みとなっています。
- 2 ただし、2か年度事業であっても、1つの施設を2か年度に渡って整備することはできません。

問3 畜産クラスター事業を基金化することでどのような効果を狙っているのですか。

- 1 畜産クラスター事業については、平成27年度補正予算において基金化されており、基金化により、
- ① 数年先を見据えた計画的な検討が可能となるとともに、
  - ② 必要な場合には複数年度の事業として実施できる
- などのメリットがあり、弾力的な運用に努めていくこととしています。
- 2 一方で、既存基金の不用額の返還、必要性の検証などの方針が政府として決定されているところであり、総合的なTPP等関連政策大綱において畜産クラスター事業を基金化することとされた政策目的を踏まえ、基金を効率的・効果的に運用していくこととしています。
- 3 なお、令和元年度補正予算においては、183億円を基金に積み増ししており、機械導入事業、実証支援事業、肉用牛・酪農重点化枠及び国産チーズ振興枠の施設整備、機械導入及び実証支援等について基金を活用して実施することとしています。

問4 畜産クラスター事業は今後も継続されますか。

- 1 畜産クラスター事業は総合的なT P P等関連政策大綱に基づき実施されているものであり、対策の財源については既存の農林水産予算に支障を来さないよう政府全体で責任を持って毎年の予算編成過程で確保するものとされております。
- 2 一方、同大綱で、引き続き実績の検証等を踏まえた所要の見直しを行ったうえで、必要な施策を実施することとなっています。
- 3 このため、状況等の変化を予測できない現時点においては、今後の対応を予断することはできません。

問5 畜産クラスター事業は、何年間を目途に継続される予定ですか。基金が枯渇した場合、追加の造成はあるのですか。

- 1 畜産クラスター事業は、T P P協定等の発効により関税削減が行われ、実際に影響が生じるまでの期間を活用して、畜産経営の将来への不安を払拭し、経営マインドを持った畜産経営の経営発展に向けた投資意欲を後押しするため、集中的に講ずるものです。
- 2 「政策大綱」において、対策の財源については、「毎年の予算編成過程で確保するものとする」と規定されており、事業の効果が十分に発揮されているか検証しつつ、基金の積み増しを検討することとしています。
- 3 なお、平成27年度補正予算から平成30年度補正予算まで、毎年度基金を積み増しており、令和元年度補正においても、183億円を基金に積み増したほか、年度内に執行する予算（以下「一般分」という。）として基金の他に378億円を措置したところであり、肉用牛・酪農重点化枠以外の施設整備事業（家畜導入を含む）については、原則、一般分で対応することとしています。

問6 基金分と一般分では、事業の執行方法は異なりますか。

- 1 基金分は、基金管理団体（中央畜産会）が基金を管理し、補助金の支出は基金管理団体（中央畜産会）から行われます。また、複数年度の事業実施計画の承認も行います。
- 2 一方、一般分については、国から都道府県に対して、補助金の支出を行います。また、単年度の予算執行となることから、複数年度の事業実施計画の承認は行いません。

- 3 なお、協議会段階では、施設整備事業、機械導入事業及び実証支援事業のいずれも基本的な手続きは変わりません。

問7 補助事業の執行スケジュールを知りたい場合はどうすれば良いのですか。

補助事業が執行される年度当初や要望調査が行われる際に、大まかなスケジュールを都道府県・都道府県畜産協会にお知らせいたします。

問8 クラスター協議会の事務局組織と疎遠な経営体では事業に関する情報の入手が難しい場合があるが、どうすれば情報が得られますか。

- 1 クラスター事業に関する情報は農林水産省の畜産部ホームページでお知らせしておりますので、定期的に見ることで情報を得ることが可能です。
- 2 また、国の機関である地方農政局（北海道は北海道農政事務所、沖縄県は沖縄総合事務局）等でも、お問い合わせに対応できます。

地方農政局等の紹介ホームページのアドレス：<http://www.maff.go.jp/j/link/tihou.html>

畜産部ホームページアドレス：[http://www.maff.go.jp/j/chikusan/kikaku/lin/l\\_cluster.html](http://www.maff.go.jp/j/chikusan/kikaku/lin/l_cluster.html)

畜産部問い合わせ先：生産局畜産部畜産企画課畜産総合推進室

代表：03-3502-8111（内線4893）

ダイヤルイン：03-3501-1083

FAX番号：03-3502-0873

## II 畜産クラスター協議会

問1 畜産クラスター協議会は、どのような構成員で組織したら良いのですか。

- 1 畜産クラスター協議会は、地域の畜産の収益性向上に向け、関係者が結集・連携した体制をいいます。様々な取組が考えられることから、最低限の構成として、畜産を営む者の他、関係者から2者以上が参画するものとします。
- 2 関係者は、地方公共団体、農協、畜産経営支援組織（普及センター、畜産コンサル、コントラクター、TMRセンター、ヘルパー組合）、畜産関連業者（乳業・食肉センター、卸小売業）、耕種農家（飼料用米・稲WC S等の生産者）、その他関係者（飼料メーカー、機械メーカー、大学等の研究機関等）等が考えられます。

問2 事業参加者（施設整備事業の取組主体、取組主体から貸付けを受ける中心的な経営体、機械導入事業の取組主体となる畜産農家、再貸付けを行う貸付主体）はいずれも畜産クラスター協議会の構成員である必要がありますか。

- 1 いずれも畜産クラスター協議会の構成員である必要があります。
- 2 なお、畜産クラスター計画の協議会の構成員の欄に農業者の組織する団体を生産者の代表として記載し、農協等の組合員である個々の生産者（畜産農家）の氏名の記載を省略することは可能です。
- 3 ただし、中心的な経営体として位置付けられる生産者については、中心的な経営体の欄に個々の氏名・名称を記載する必要があります。

問3 畜産クラスター協議会の対象となる地域の範囲等について教えてください。

- 1 畜産クラスターの取組は、畜産農家を始めとする地域の関係者の連携により、収益性向上を図ろうとする取組です。このため、畜産クラスター協議会における「地域」とは、協議会に参画する構成員が所在する範囲又はその活動範囲と考えることが適切です。
- 2 このため、畜産クラスター協議会の対象となる「地域」の範囲は、必ずしも市町村域や県域等、特定の面的な範囲に限定される必要はありません。
- 3 畜産クラスター協議会の目的、取組内容等を踏まえた適切な「地域」の範囲を設

定してください。

問4 畜産クラスター協議会は、畜種別に作る必要がありますか。

畜種別に作る必要はありません。畜産クラスター計画の内容次第ですので、地域で判断してください。

問5 畜産クラスター協議会は、いつまでに設立する必要がありますか。

補助事業の活用に当たっては、畜産クラスター協議会を設立の上、畜産クラスター計画を策定する必要があることから、まず、はじめに畜産クラスター協議会の設立が必要です。

問6 畜産クラスター協議会の設立に当たっては、どのような規約等を整備すれば良いのですか。

- 1 畜産クラスター協議会の設立に当たっては、運営を行うための事務局を設置し、組織運営に必要な規約を定め、事業の実施及び会計の手続きを適正に行うための体制を整備すること等が必要となります。
- 2 また、施設整備事業及び実証支援事業の事業実施主体となる場合や、購入方式で機械導入を実施する場合には、補助金の経理処理に関する規約を定め、補助金及び事務の取扱いの責任等を明確にする必要があります。

問7 畜産クラスター協議会は、何年くらい継続することが求められますか。

- 1 畜産クラスター協議会は、地域の畜産の収益性向上のための課題を解決するための取組を行うための組織ですので、補助事業の実施にかかわらず、長期に渡り取組が継続されることが望まれます。
- 2 なお、施設整備事業を実施した協議会及び購入方式で機械導入事業を実施した協議会においては、整備した施設や機械装置の財産処分制限期間が終了するまでの間は、補助金適正化法上の責務を負うことになります。

問8 地元には農協が事務局となった畜産クラスター協議会があるが、農協の組合員になっていない場合には、どのようにしたら事業を活用できますか。

- 1 畜産クラスターの取組は、畜産クラスター協議会の目的を共有する構成員間の連携により、収益性向上を目指す取組です。このため、農協の組合員であるか否かは、畜産クラスター協議会への参画や事業の活用になんら関係ありません。
- 2 このため、例えば、畜産クラスター協議会の合意があれば、農協が事務局になっている畜産クラスター協議会に農協の組合員以外の農家が参画することも可能です。また、その場合には、組合員であるか否かによって不当に差別的な取扱いがされることがあってはならないと考えています。
- 3 また、農協の組合員以外の畜産農家が関係者と連携して、農協が参画していない畜産クラスター協議会を立ち上げることも可能です。
- 4 畜産クラスターの取組で重要なことは、目的を共有する者が集まって畜産クラスター協議会を構成し、その目的を達成するために、事業も活用しつつ取組を行うことであると考えています。
- 5 このような考え方を踏まえ、事業実施要綱に定める事業の実施方針において、以下のように規定していますので、このことを十分に理解して畜産クラスター協議会の設立、運営を行っていただくようお願いします。
- 6 なお、畜産クラスター協議会を設立に当たっては、事務局機能を担う機関には、補助事業の適切な実施等の事務能力が必要となることから、畜産クラスターのコーディネーターを養成するための研修を実施しています。

**【事業実施要綱第3「事業の実施方針」】**

本事業においては、地域の畜産関係者が連携し、地域一体となって畜産の収益性の向上を図る畜産クラスターの仕組みを活用し、畜産クラスター計画の実現を通じて、攻めの農林水産業への転換（体質強化対策）に資する取組を支援することを旨とするものとする。

また、本事業において畜産クラスター協議会の設立や運営の主体となる者は、特定の団体や事業者に限ることなく、畜産クラスター事業の主旨に沿って適切に事務を行うことができる者が事務局を担うものとする。協議会の設立、協議会内の連携、クラスター計画の策定等は、協議会の抱える課題の解決や目的達成のため、合理的な根拠に基づき行うこととし、所属する団体その他の理由により、特定の者に対して公平性を欠く取扱いをしてはならない。

このため、畜産クラスター協議会に対する支援は、畜産クラスター計画の実現のために協議会が抱える課題や行動計画の内容、収益向上の効果等を踏まえた優先順位に基づいて行うものとする。

### Ⅲ 畜産クラスター計画

#### 【計画の作成】

問1 畜産クラスター計画には、どのような内容を記載すれば良いのですか。

実施要綱の第2及び実施要領の第3に示すとおり、

- ① 畜産クラスター協議会の名称及び構成員と役割
- ② 畜産クラスター計画の目的
- ③ 畜産クラスター協議会の取組内容
- ④ 畜産クラスター協議会の行動計画
- ⑤ 畜産クラスター計画の中心的な経営体の概要
- ⑥ 畜産クラスター計画の取組により期待される効果

の全ての項目が記載されている必要があります。

問2 補助事業の対象となる畜種に制限はありますか。

- 1 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業は畜産の収益性の向上を目的としており、対象家畜は、畜産物を供給する乳用牛、肉用牛、豚、家禽（地鶏を含む（肉・卵））、肉用馬、めん羊、山羊等を想定しています。
- 2 なお、畜産物の供給を目的としていない愛玩動物、狩猟鳥獣、実験動物、展示用動物、競走用動物等は対象となりません。

問3 畜産クラスター協議会を都道府県一本で立ち上げ、畜種や補助事業（施設整備事業、機械導入事業）毎に、畜産クラスター計画を策定することは可能ですか。

Ⅱ-問4のとおり、畜産クラスター協議会の範囲に特段の条件を設けませんので、都道府県等の畜産クラスター計画を策定することは可能ですが、計画の実現性を勘案しながら、適切な地域単位で協議会の設立及び計画の作成を行うことが重要と考えます。

問4 グループの本社がA県に所在し、B県に有する農場（中心的な経営体）において取組を行う場合、県域を越えた畜産クラスター計画を作成し、当該県で計画の認定を受ける必要はありますか。

- 1 当該農場（中心的経営体）が、どの県にかかる畜産クラスター協議会に参加しているかがポイントとなります。

- 2 畜産クラスター計画の認定については、当該農場が、
- ・ 本社が所在するA県の畜産クラスター協議会に参加している場合は、A県及びB県の知事の認定を
  - ・ 農場が所在するB県の畜産クラスター協議会に参加している場合は、B県の知事の認定を
- 受ける必要があります。

問5 同一の畜産農家が複数の計画に中心的な経営体として位置付けられても良いのですか。

1 戸の畜産農家が複数の畜産クラスター計画に参画することは差し支えありませんが、補助事業の実施については重複することのないよう留意する必要があります。

問6 補助事業の参加経験が無い農家の事業計画策定に対する支援は何かありますか。

- 1 畜産クラスター事業の実施に当たっては、畜産クラスター計画の策定や同計画に基づく中心的な経営体の施設整備において専門的知識を有する者が必要です。
- 2 このため、推進事業として全国の優良事例調査の実施や畜産クラスターの取組に全国的な知見を有する専門家の派遣などにより、農家の指導者の育成等について支援しています。

問7 広域預託の仕組みを活用した分業化の取組を計画していますが、事業の対象になりますか。

畜産クラスター事業は、地域の協議会が計画するクラスター計画に基づいて実施することから、これまでは基本的に補助対象となっていませんでしたが、令和元年度補正予算実施分からは、預託を受け入れるCSやCBSを含むクラスター協議会と家畜を預託するクラスター協議会の両者のクラスター計画に、広域連携（広域預託）の仕組みを活用した増頭等の取組計画や、取組に参加する関係機関等の役割を明記することで補助の対象となります。

なお、広域連携で事業に取り組む場合は、以下の対応が必要です。

- ① 預託を受け入れるクラスター協議会と家畜を預託するクラスター協議会の両者に広域連携の具体的な取組を行う共通の関係機関等を構成員にしてください。
- ② 預託を受け入れるクラスター協議会と家畜を預託するクラスター協議会の両者のクラスター計画の預託頭数等は整合するようにしてください。また、この場合は効果が二重計上にならないよう注意してください。

- ③ クラスタ計画の預託頭数の記載について、
- ・家畜を預託するクラスター協議会は、預託を予定する協議会名、預託頭数（年間延べ頭数）、預託による事業効果、広域預託を行う者ごとに、氏名及び預託予定頭数を記載してください。
  - ・家畜を受託するクラスター協議会は、預託を受け入れる協議会名、受託頭数（年間延べ頭数）、受託による効果等を記載してください。なお、受託する者の氏名、頭数等を個人別に記載する必要はありません。
- ④ 広域連携の具体的な取組を行う構成員は、②の計画策定に関する調整について責任を持って関与するとともに、計画に基づいた広域連携の取組を確実に行ってください。

問8 家畜を預託又は受託するクラスター協議会を複数設けることは可能ですか。また、家畜を預託するクラスター協議会ごとに預託する農家や預託頭数をクラスター計画に明記する必要がありますか。

家畜を預託するクラスター協議会及び家畜を受託するクラスター協議会を複数設けることは可能です。

この場合、家畜を預託するクラスター協議会のクラスター計画には、協議会ごとに預託の予定頭数等の計画を記載してください。

また、預託を受け入れるクラスター協議会のクラスター計画についても、受託する協議会毎に受託頭数等の計画を記載してください。

### 【目標の設定】

問9 目標と検証方法について、具体的な数字を記載する必要がありますか。

- 1 目標と検証方法については、協議会が自らの取組を検証するものであり、具体的な数値目標があった方が望ましいと考えられます。
- 2 また、総合評価基準において目標設定の具体性も評価に加味しています。

問10 畜産クラスター計画の効果や目標について、新規就農者の場合は、どのような考えで設定すれば良いのですか。

新規就農者については、例えば、達成が期待される出荷頭数や生産乳量等が、地域の販売額の増加につながるものであることから、それを収益性の効果ととらえることが1つの方法として考えられます。

問11 畜産クラスター計画の目標年度は何年後に設定されるのですか。

- 1 畜産クラスター計画における目標年度は、地域が達成しようとする目標に応じて設定されることが適当です。
- 2 ただし、施設整備事業における事業実施後の効果（収益性の向上効果）は、5年以内に設定されていること、食料・農業・農村基本計画等が5年毎に見直されること等を参考に目標年度を設定することが考えられます。

問12 畜産クラスター計画の検証作業は必要ですか。また、目標年度に計画を達成できなかった場合のペナルティ措置はありますか。

- 1 施設整備事業及び機械導入事業を実施した場合には、補助事業の要綱等に基づき成果目標の達成状況の報告が必要です。成果目標の達成状況により、必要に応じ、指導が行われることがあります。
- 2 また、畜産クラスター計画は、畜産クラスター協議会が自主的に作成するものですので、目標年度における成果の達成状況等の検証作業は、それぞれの協議会で取り組んでいただくことが基本です。一方で、施策の効果を評価するために、各協議会における計画の進捗状況の把握は重要と考えています。
- 3 このため、畜産クラスターに関する実態調査等を通じて、畜産クラスター計画の進捗状況等を把握することを検討しています。

問13 都道府県知事による畜産クラスター計画の評価基準を教えてください。

- 1 畜産クラスター計画の基準は、実施要領の第3に示しています。
- 2 また、実施要領の別添1に「畜産クラスター計画の総合評価基準」を示していますので、ご参照ください。

問14 総合評価基準の基本的な考えを教えてください。

- 1 総合評価は、地域の関係者が連携し、一体となって地域全体で収益性向上を図るという事業の趣旨が十分に反映された畜産クラスター計画となっているかを確認し、その実現のために必要な事業を採択するために行うものです。

2 このため、

(1) 畜産クラスター計画に係る総合評価基準においては、

- ① 地域の政策課題への対応
- ② 行動計画の実現可能性
- ③ 収益性向上の効果
- ④ 連携の実効性

(2) 施設整備の事業計画に係る総合評価基準においては、

- ① 畜産クラスター計画との整合性（「行動計画」における位置付け）
- ② 収益性向上等への貢献（施設整備そのものによる収益性向上等の効果）

について確認することとしています。

3 また、上記に加え、施設整備事業に関して、以下の項目について、政策的に重要な取組について加算するとともに、事業の着実な実施を確保するための減算事項を設けています。

(1) 加算事項

- ① 国産飼料の生産・利用の拡大のための加算
- ② 畜産・酪農の生産基盤強化及び飼養管理の高度化のための加算  
(畜種毎の家畜改良及び飼養管理の改善に係る取組)
- ③ 家畜排せつ物処理の高度化のための加算
- ④ 経営の協業化を図るための加算
- ⑤ 農福連携の取組を推進するための加算

(2) 減算事項

- ① 事業環境の整備及び適正な補助事業執行に係る減算  
(畜産環境問題への対応、地域住民理解の醸成、過去に実施した補助事業への適切な対応)
- ② 政策課題の方向性に係る減算  
(繁殖雌牛の増頭、乳用後継牛の確保の取組)

詳しくは、総合評価基準を確認してください。

問15 農福連携の取組へのポイント加算については、どのような取組を行えばよいのですか。

令和元年6月4日に開催された農福連携等推進会議により示された「農福連携等推進ビジョン」に沿った取組となります。なお、主な取組イメージとして以下を参考にしてください。

○農福連携の取組に対する認知度向上や理解醸成の取組

- ① 農福連携の認知度向上や付加価値向上のために行う、農福連携で生産された製品等の消費者向けキャンペーン等のPR活動の実施

○ 農福連携に取り組む機会の拡大

- ① 特別支援学校における農業実習の受け入れや、試験的な農作業委託等
- ② 経営体と障がい者就労施設等のニーズをマッチングする仕組み等の構築
- ③ ハローワーク等関係者との連携強化を通じた障害者雇用

○ 障がい者が働きやすい環境の整備等

- ① 障がい者の作業をサポートする機械器具、スマート農業の技術等の活用
- ② 障がい者の作業のサポート等を行う人材の育成
- ③ 障がい者が働きやすい就業時間の設定や賃金体系の設定
- ④ 障がい者の能力が発揮できるよう、障がい者向に適した作業の切り出し等
- ⑤ トイレやスロープ等の整備（作業エリアのバリアフリー化）等

問16 減算事項を追加した理由を教えてください。

1 事業を着実に実施するとともに喫緊の政策課題により着実に対応するため、減算事項を設けておりますが、それぞれ以下の理由によります。

2 事業環境の整備及び適正な補助事業執行に係る減算

補助事業を円滑に実施するためには、畜産環境問題への対応と地域住民理解の醸成が極めて重要です。

特に畜産クラスター事業を活用した施設整備に当たっては、規模拡大を伴うことから、施設整備後の家畜排せつ物等の処理を適切に行う必要があります。

また、その上で地域住民の十分な理解がなければ、事業の実施が困難となる場合等もあることから、十分な住民理解の醸成が必要です。

さらに、過去に実施した補助事業が補助目的に照らして利用や関連法令等に基づいて適切に行われていない場合には、新たな補助事業を実施することは適切ではありません。

このため、これらのことについて、事前に十分な確認が行われていない場合にあっては、実質的に採択されないよう厳しい減算事項を設けたものです。

3 政策課題の方向性に係る減算

我が国の畜産における目下の課題は、肉用牛にあつては繁殖雌牛の増頭及び乳用後継牛の確保です。

一方、畜産クラスター事業では様々な取組の支援が可能なことから、例えば、肥育牛の頭数のみを増頭する場合や乳用後継牛を外部導入のみに頼る場合も支援対象となり得ます。

しかしながら、このような取組のみを積極的に支援した場合、先に示した目下の政策課題の解決を阻害する要因にもなりかねません。

このため、繁殖雌牛増頭や乳用後継牛の確保につながる取組が優先的に支援されるよう減算事項を設けたものです。

問17 総合評価基準のⅠの(1)の②の「都道府県計画等」には、家畜排せつ物法に係る都道府県計画は含まれますか。

「都道府県計画等」には、酪肉近都道府県計画、酪肉近市町村計画、畜産再興プランに係る緊急3課題の目標のほか、家畜排せつ物法に係る都道府県計画など、都道府県、市町村が策定し公表している独自の振興計画も含まれます。

### 【成果目標年度】

問18 成果目標年度の設定について教えてください。

#### 1 施設整備事業

施設整備事業の成果目標は、事業実施年度の翌年度から5年以内に設定することとされており、具体的には次のとおりとします。

##### (1) 令和元年度補正予算のうち一般分

令和元年度補正予算のうち一般分については、年度内に執行する必要がありますが、実質的な執行時期が令和2年度(2020年度)になることが想定されます。

このため、令和2年度(2020年度)に提出する事業実施計画においては、令和2年度(2020年度)を事業実施年度とし、2025年度までの間で成果目標年度を設定するものとします。

##### (2) 平成30年度補正予算及び令和元年度補正予算のうち基金分

平成30年度補正予算及び令和元年度補正予算のうち基金分で実施する事業については、基金事業であることから、事業実施年度は実際に施設整備を実施する年度とし、その翌年度から5年以内で成果目標を設定するものとします。

#### 2 機械導入事業

機械導入事業の成果目標は、事業実施年度の翌年度に設定することとされており、具体的には次のとおりとします。

機械導入事業は、基金事業として実施していることから、実際に機械導入が行われる見込みの年度の翌年度を成果目標年度とします。

なお、当初計画していた年度に機械が導入できず、翌年度に導入せざるを得ない場合には、機械を導入した年度の翌年度に成果目標年度を変更することができます。

問19 収益向上効果を算出する場合、事業実施前の基準となる年度はいつになるのですか。

1 販売額の増加、生産コストの削減、農業所得の増加といった収益向上効果は、事業実施前の状況から目標年度までにどれだけ改善が図られるかを評価するもので

す。

このため、事業実施年度（実際に施設整備や機械導入を実施する年度）の前年度を基準年度とし、成果目標を設定するものとします。

2 ただし、成果目標を設定する時点で基準年度の実績が明らかでない場合には、実績の明らかな直前年度を基準年度とすることができます。

（例えば、令和2年度に機械の導入を要望する場合に、令和元年度中に成果目標を設定しようとする、令和元年度の実績が明らかでないことがあるため、このような場合は平成30年度の実績を基準年度とすることができます。なお、要望時は令和元年度の実績が明らかでなかったが、事業参加申請時に令和元年度の実績が明らかになっている場合には、その実績値を基準としてください。古いままの基準値では申請できません。）

### 【計画の認定】

問20 知事が計画認定に際して確認する項目として「地域内の畜産の中心的な経営体への再編・合理化…」とありますが、この「再編・合理化」は乳業再編合理化のイメージと同様に農家数も減らすという意味ですか。

1 中心的な経営体への集約や地域の畜産の再編合理化等構造改革につながるというイメージです。

2 例えば、地域にキャトル・ステーションを整備し、多くの畜産農家が利用することで労働負担を低減したり、牛を預託することで空いた牛舎スペースを活用して繁殖雌牛を増頭したり、また、小規模経営が廃業して自ら肉用牛ヘルパーとなり地域の肉用牛生産の分業化に専念する等により、地域全体としてみた畜産物の生産に係る取組の効率化が図られるような場合、これは地域全体での再編・合理化に向けた取組であると考えられます。

問21 地域へのメリットの波及効果について、地域に畜産農家が2戸しかおらず、2戸とも中心的な経営体に位置付けた場合の考え方を教えてください。

効果の波及先は畜産農家だけに限りません。畜産クラスター協議会の構成員全体で考えた場合、畜産農家以外の構成員（耕種農家等）や畜産物の加工・販売段階における雇用の創出も波及効果であると考えられます。

問22 畜産クラスター協議会に都道府県が参画している場合でも、畜産クラスター計画の知事認定は必要ですか。

畜産クラスター協議会に都道府県が参画している場合でも、畜産クラスター計画の

知事認定は必要です。

問23 畜産クラスター計画は、実証支援事業の実施によって策定される必要がありますか。それとも、自主的に策定したものでも都道府県知事の認定を受ければ良いのですか。

畜産クラスター計画の策定に当たり、実証支援事業の実施は必須ではありません。畜産クラスター協議会が当該事業を活用しないで作成したもので、都道府県知事の認定を受けることができます。

問24 畜産クラスター計画の認定に当たって、事前に国との協議を行う必要はありますか。

国との事前協議は必要ありません。なお、今後の各地域での取組を推進するため、知事認定された畜産クラスター計画については農政局等に情報提供をお願いします。

問25 畜産クラスター計画の都道府県による認定は、いつまでに行わなければならないのですか。

- 1 機械導入、施設整備は畜産クラスター計画の実現のための取組の一部として実施するものであることから、事業の正式な申請手続きは畜産クラスター計画の総合評価を実施した上で行うことが大前提となります。
- 2 しかしながら、その準備段階である要望調査においては、（１）機械導入事業においては事業参加要望書の提出、（２）施設整備事業においては要望調査への事業要望提出を行う時点で各協議会は畜産クラスター計画を作成していることが必要ですが、都道府県や地方農政局等のヒアリングを実施する中で計画を修正する可能性があります。修正を踏まえて協議会として計画の変更を決裁するとともに、都道府県への変更承認申請は行っていただくこととなりますが、認定まで行っておく必要はありません。
- 3 なお、正式な申請手続きにおいては、（１）機械導入事業においては事業参加申請書、（２）施設整備事業では事業実施計画書を提出する際に、認定を受けた畜産クラスター計画を添付することとなっていることから、これまでに都道府県知事の認定を受ける必要があります。

問26 畜産クラスター計画の認定に当たって、第3者の評価等を入れる必要はありますか。

畜産クラスター計画の認定に当たり、第3者の評価等は要件としません。

問27 畜産クラスター計画は、随時見直しを行って良いのですか。見直しを行った場合には、必ず都道府県知事の再認定を受ける必要がありますか。

- 1 畜産クラスター計画については、地域の畜産が目指す姿を実現するため、複数年度にわたって計画の改善を図り、目的を達成することが求められることから、P(計画の作成)、D(実行)、C(確認・評価)、A(改善)サイクルを確立して計画的・継続的に取組を推進することとしています。
- 2 このため、畜産クラスター計画に定めた取組について、定期的に進捗状況を確認し、目的達成のために必要があれば見直しを図っていくことが期待されます。また、その際、改善内容について十分な検討を行うとともに、改善内容を構成員に十分周知することが必要です。
- 3 その際、見直し内容が国庫補助事業の活用に係るものである場合には、都道府県知事の再認定を受ける必要があります。また、見直し内容が国庫補助事業の活用に係るものでない場合であっても、都道府県に情報提供し、その検討状況を共有するよう努めてください。
- 4 なお、畜産クラスター計画に追加された新たな取組について、都道府県知事の認定を受けていない場合は、その追加された取組について位置付けられた中心的な経営体や、取組主体となる農協、生産者集団等は、事業申請はできません。

#### 【その他】

問28 畜産クラスター計画の作成推進には都道府県等行政組織の関与度合いが高くなると考えられますが、事業費として推進事務費が措置される予定はありますか。

畜産クラスター計画は、畜産クラスター協議会が自ら作成し、自主的に取り組む計画と位置付けており、また、都道府県においても、地域の畜産の収益性向上に主体的に取り組まれるものと考えていることから、都道府県等の計画作成のための推進事務費等の措置は予定していません。

問29 畜産クラスター計画は継続的な取組が前提となりますが、事業において取組を継続させる仕組みは考えていますか。

- 1 「協議会の取組が継続的な取組として実施されると見込まれる体制が整備されていること」を都道府県知事による畜産クラスター計画の認定要件とします。
- 2 また、補助事業終了後数年間は事業実施状況報告の提出を求める仕組みとしています。
- 3 さらに、畜産クラスター実態調査等を通じた取組状況のフォローアップを実施していくこととしています。

問30 県が認定した畜産クラスター計画は公表する必要がありますか。

- 1 公表は義務付けていません。
- 2 なお、畜産クラスターの推進上必要がある場合には、協議会にご相談の上、公表をお願いする場合がありますので、その際には、積極的にご協力をお願いします。

#### IV 中心的な経営体

問1 中心的な経営体は、どのような者が対象になりますか。

中心的な経営体は、地域の畜産の収益性向上を目指す畜産クラスター計画の実現のために、

- ・ 自らの経営の収益力強化に取り組む経営体
- ・ 収益性の高い経営の実現のため、率先して計画に定められた取組を実践する経営体
- ・ 地域へ貢献する意志を有し、地域や他の畜産関係者と連携する経営体
- ・ 将来にわたり経営が安定的に継続することが見込まれる経営体

であって、畜産クラスター協議会が定める「畜産を営む者」、「飼料生産組織」及び「新規就農者」と定義します。

問2 補助事業の対象者は、中心的な経営体に位置付けられることが要件となるのですか。

施設整備事業により施設を整備する者や農協等が整備した施設を借り受ける者、機械導入事業により機械を導入する者や農協等が導入した機械の再貸付を受ける者は、いずれの場合も畜産クラスター協議会の構成員となり、畜産クラスター計画の中で地域の中心的な経営体に位置付けられる必要があります。

問3 1つの畜産クラスター計画の中に、複数の中心的な経営体が位置付けられていても構いませんか。

地域の畜産の収益性向上のために必要であれば、1つの畜産クラスター計画の中に複数の中心的な経営体が位置付けられていても構いません。

問4 補助事業を活用しない中心的な経営体が畜産クラスター計画に位置付けられることもあるのですか。

中心的な経営体は、畜産クラスター計画の実現のために必要な役割を担う経営体として畜産クラスター協議会が自ら定めるものですので、補助事業を活用しない畜産農家を位置付けることも可能です。

問5 補助事業を活用できる中心的な経営体に要件はありますか。

畜産クラスター事業を活用できる中心的な経営体（取組主体）は、各事業の事業実施要領に規定されていますが、基本的には、以下の者が対象となります。

ただし、整備した施設の貸し付けに限定される場合等もありますので、事業実施要領を確認ください。

(1) 畜産を営む者

施設整備事業にあつては、①3年以内の法人化計画を有する者であるか、②青色申告を実施しており、後継者を有するか、経営者が原則45歳未満である者で、都道府県知事の特認を受けている者

機械導入事業にあつては、認定農業者である者

(2) 農事組合法人

(3) 農事組合法人以外の農地所有適格法人

(4) 株式会社、持ち(株)会社であつて、農業（畜産を含む。）を主たる事業として営むもの。ただし、次の①、②に該当するものは除く。

① 資本の額または出資の額が3億円超かつ、常時雇用者数が300人超であるもの

② 議決権の1/2以上を①に掲げる者（農地所有適格法人、公社を除く）が所有するもの

(5) 特定農業団体

(6) 事業協同組合、事業協同組合連合会（定款において農業（畜産を含む。）の振興を主たる事業として位置付けているもの）

(7) 公益財団法人、公益社団法人、一般財団法人、一般社団法人（寄付行為又は定款において農業（畜産を含む。）の振興を主たる事業として位置付けているもの）

(8) 公社（地方公共団体が出資している法人）

(9) その他農業者の組織する団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある団体）

(10) 地方公共団体

(11) 土地改良区

問6 耕畜連携による堆肥利用を推進するために、耕種農家の堆肥舎を整備する場合補助の対象となりますか。

補助の対象となる堆肥舎は中心的な経営体が利用するものに限定されています。また、当事業における中心的な経営体は畜産を営む者となりますので、耕種農家が利用する堆肥舎は補助の対象になりません。

問7 平成28年度補正予算から、株式会社の要件が変更されていますが、考え方を教えてください。

- 1 畜産経営においては、法人化が進展している中、代替わりや農場の買収等を通じて出資者が畜産を営む者等であることの判定が難しい会社が今後増加することが見込まれます。
- 2 一方で畜産クラスター事業においては、今後の生産基盤を担う畜産経営を育成していく観点から、その支援は十分な資本力を有する大企業よりも、今後、経営基盤の拡大・強化を図ろうとする畜産経営に集中されるべきであると考えています。
- 3 これらを踏まえ、従前の出資者の構成による要件を見直し、大企業及びその支配を受ける子会社を除いて、農業（畜産を含む。）を主たる事業として営むものを支援対象とすることとしたものです。

問8 株式会社又は持ち分会社について、「農業（畜産を含む）を主たる事業として営むもの」に該当するか否かの判断はどのように行えば良いのですか。

事業実施年度前の直近3か年におけるその農業（畜産を含む）に係る売上高が、当該3か年における法人の事業全体の売上高の過半を占めているかどうかによるものとします。

問9 種豚や雛の広域供給を目的とした農場は中心的経営体に位置付けられますか。

畜産クラスター事業は、地域の畜産関係者が連携し、地域一体となった畜産の収益性向上を図る取組を支援するものであり、地域の連携の取組や地域への波及効果が望めない場合は事業目的に沿わないため、種豚や雛の地域供給ではなく、広域供給を目的とした農場を地域の畜産クラスター協議会が作成する畜産クラスター計画で中心的経営体に位置付けることは適当ではありません。

なお、家畜改良増殖関連施設については、強い農業・担い手づくり総合支援交付金での整備も可能となっていることから、事業目的に合った事業を選択してください。

問10 雛の生産とワクチン卵の生産を行っている農場は中心的経営体に位置付けられますか。

雛の供給が地域の連携の取組の一貫であって、地域への波及効果が望める場合は、中心的経営体として位置付けることは可能です。ただし、ワクチン卵の生産に係る施設等

は補助対象外となりますので、事前に農政局等と協議を行ってください。

問11 農業者が出資して設立した会社等は中心的経営体に位置付けられますか。

畜産クラスター事業において施設整備の対象となる者（取組主体）は、前提として「畜産を営む者」となります。このため、設立した会社が自ら家畜を飼育し、畜産を営む場合であれば、中心的経営体となることができます。

なお、出資者が全員農家の場合は、「家畜を飼養している」と解釈できないかという相談もありますが、出資者の経営と設立した会社の経営は別々となるため、家畜を飼養していると解釈することはできません。

問12 農業高校や農業大学等は中心的経営体に位置付けられますか。

農業高校や農業大学等の目的は教育であり、農業収益で生計を立てる（営む）ものではないことから、畜産クラスター事業で定める農業を営む者に該当しません。

問13 福祉法人ですが障がい者支援のために農場を営む場合は中心的経営体に位置付けられますか。

農場と農場で働く障がい者等が雇用関係にある場合であって、収益事業として畜産を主たる事業として営む農場の場合は、中心的経営体に位置付けることが可能です。

また、この場合、農福連携の取組として実践する又は取り組もうとする場合は、施設整備の事業計画に係る総合評価基準においてポイントが加算されます。

## V 施設整備事業

### 【事業実施主体・取組主体】

問1 事業全体の仕組はどのようなものですか。

事業実施計画を策定する事業実施主体は畜産クラスター協議会とし、実際に施設整備等を行う取組主体は、畜産クラスター計画に位置付けられた中心的な経営体及び中心的な経営体に畜舎等を貸し付ける取組を行う農協・公社等となります。

詳しくは、本事業の実施要綱及び実施要領を御確認ください。

問2 畜産クラスター協議会を事業実施主体とするのはどのような理由からですか。

1 施設整備事業は、中心的な経営体の施設整備等を支援するものですが、畜産クラスター計画における地域の畜産の収益性向上を実現させるための施設でもあることから、畜産クラスター計画を策定する畜産クラスター協議会を事業実施主体としています。

2 また、畜産クラスター協議会が事業実施主体として、施設整備等を行う取組主体に対して事業の実施に係る指導・助言を行うことにより、補助事業の適正な実施、取組主体の取組の継続性を確保するとともに、畜産クラスター計画の目標達成に資するものと考えています。

問3 畜産クラスター事業については、大規模経営だけでなく中小の家族経営を含む多様な担い手がより利用しやすくすべきではないですか。

1 畜産クラスター事業については、

(1) 青色申告を実施していること

(2) 後継者がいること（又は経営者が原則として45歳未満であること）

(3) 知事特認を得ること

の全てを満たした場合には、法人化しない場合でも家計と経営の分離や経営継続性が確保できることから、支援対象としています。

2 また、中小家族経営であっても、市町村や農協が行う地域連携に積極的に取り組む場合や、先進的な取組をモデル的に率先して行う場合など、地域の収益性向上に取り組む場合には、高い評価を得られる仕組となっています。

問4 法人化要件緩和に当たっての知事特認の内容を教えてください。

- 1 法人化要件の緩和については、法人化の原則を維持しつつ、家計との分離や経営継続性の確保について、
  - (1) 青色申告の承認を受けており、青色申告を継続して行うことが見込まれること
  - (2) 原則として45歳未満であるか、又は45歳以上であって後継者の確保が見込まれること
  - (3) その者が法人化しないことに相当の理由があり、また上記(1)及び(2)に該当することについて、都道府県知事が特に認めることの全てを満たした場合には、法人化しない場合でも支援対象とするよう要件を見直したところです。
- 2 知事特認については、上記(1)及び(2)に加えて、
  - (1) 当該農家が参画する畜産クラスター計画の目的達成のため、本事業により支援することが適当かつ不可欠であること
  - (2) 当該農家が法人化しないことに相当の理由があること（例えば、法人化することにより、かえって税制上の不利がある場合など）について確認していただくこととしています。

問5 「青色申告を継続して行うことが見込まれる」とは、何を以て判断するのですか。

法人化要件の緩和において、青色申告を継続して行うことが見込まれるとは、当該経営のこれまでの青色申告の実施状況や経営計画等から判断することとします。

問6 「原則として45歳未満」となっていますが、どのような場合に何歳まで認められるのですか。

地域の実情や畜産クラスター計画における位置付け等から、当該畜産農家を本事業によって支援することが、畜産クラスター計画の実現のために必要不可欠であり、かつ、年齢、経営計画等から将来にわたって経営が安定的に継続することが見込まれる場合には、45歳を数年過ぎた経営者への支援を一律に排除しないという趣旨です。

問7 「法人化しないことの相当の理由」とは、どのようなことが考えられるのですか（基準は示さないのか）。

法人化しないことの相当の理由としては、他の補助事業を利用して営農に必要な施設等を整備して間がないなど、当該経営が残存価格の大きな施設を所有している場合

等、法人化により、既存施設等を個人から法人へ譲渡する際に、個人の譲渡所得や法人の受贈益の発生に伴い税負担が増加することにより、施設整備事業の実施による収益性向上効果が過小となる場合等、法人化が経営に当たってのデメリットになり補助目的を達成することが難しくなる場合を想定しています。

問8 公社等が整備した施設を中心的な経営体に貸し付ける場合の貸付方法はリース方式のみですか。

貸付の方法は、

(1) 施設そのものを中心的な経営体に貸し付ける【リース方式】

(2) 貸付料を徴収し中心的な経営体に畜舎の一部を貸し付ける又は、施設を利用させる【アパート方式】

を対象とします。

問9 複数の農業者が構成員となっている組織について、その構成員のための分散整備は可能ですか。

第1農場、第2農場のようなイメージで、分散整備は可能です。

問10 市町村は施設整備の取組主体になることができますか。

1 原則、市町村は、自ら管理・運営する施設の整備を行う取組主体にはなれませんが、中心的な経営体に畜舎等を貸し付ける取組を行う場合には、取組主体になることができます。

2 ただし、環境優先枠で取り組む場合に限り、市町村が共同利用家畜排せつ物処理施設を整備するときには、自ら管理・運営する施設の整備を行う取組主体になることができます。

問11 受託組織として農協が取組主体になることはできますか。また、地域の肥育素牛供給を拡大するため、農協が施設整備をした繁殖センターで農協自らが繁殖経営を行う場合には事業対象となりますか（農協は中心的な経営体になり得るか）。

1 受託組織として農協が取組主体となることは可能です。

2 また、農協が自ら施設整備を行い、自ら畜産経営を行う場合にあっては、中心的な経営体として取組主体となり事業実施できます（ただし、農業経営規程との関係に留意いただく必要があります）。

問12 民間会社所有の家畜の預託を受けている預託専門農家でも、中心的な経営体に位置付けられれば取組主体となって事業を実施することは可能ですか。

預託専門農家でも中心的経営体となり事業を実施することは可能です。

### 【対象施設】

問13 どのような施設が整備可能ですか。

詳しくは、本事業の実施要領別紙の第1及び別表1をご確認ください。

問14 畜舎等を整備するための敷地造成や地盤改良は補助の対象になりますか。

補助の対象については、牛舎等の施設及び附帯設備等となっているため、用地造成や地盤改良は補助の対象となりません。

整地（転圧、砂利整地含む）については、施設整備する際の基礎工事に付随して実施する「土地を平らに均す」程度の工事であれば、補助の対象となる場合があります。

また、地盤改良の柱状改良と基礎工事における杭基礎が混同される事例が見られますが、建物の基礎工事である杭基礎の場合は補助の対象となります。

問15 非常用発電機は附帯設備として補助対象となりますか。

飼養管理等基本的な生産工程に直接的に関わる搾乳ロボットや自動給餌機等との一体的な導入が可能です。

問16 施設移転の際には集落から離れていることが多いため、水道等のインフラ整備も補助対象にできますか。

- 1 補助事業の対象となる附帯設備については、飼養管理等基本的な生産工程に直接的に関わる設備に限定されていますが、上下水道、電力・通信網、道路については、そのような関係が成立しないため、補助対象になりません。
- 2 また、これらは公共的・公益的な設備や施設と言えますので、本来設置すべき者により整備されるものと考えます。
- 3 なお、物理的に見ても、整備する施設用地（占有地）外に位置する水道設備や電気設備（電柱等）、取付道路は、施設と一体的とは言えないため補助対象となる理由がありません。

問17 敷地内に設置する井戸や受電設備は補助対象となりますか。

- 1 補助事業で施設を整備する場合は、補助目的を果たすことが可能な場所に設置することが前提となります。
- 2 このため、施設の設置場所が補助目的を達成するために必要な諸条件を満たすための基本的な条件整備（敷地造成、取付道路設置、給排水施設設置等）については、予め、補助事業を利用する者が行うことが原則となりますので、井戸については補助対象になりません。
- 3 ただし、施設敷地内に設置する受電設備や敷地内の給排水設備については、整備する施設と一体的な附帯設備と言えるため、補助対象となります。

問18 畜産クラスター事業で、バイオガスプラントは補助対象になりますか。また、環境優先枠であれば補助対象となりますか。

- 1 畜産クラスター事業は、畜産・酪農の体質強化を図ることを目的としていることから、補助対象となる家畜排せつ物処理施設については、堆肥化处理等に直接的に関係するものに限定しており、堆肥処理施設については、堆肥舎、堆肥発酵施設、乾燥施設、堆肥調整保管施設、副資材保管施設等が、污水处理施設については、貯留槽、浄化处理施設、スラリータンク等が該当します。
- 2 このため、発電設備やメタンガス利用設備等を含んだ形のバイオガスプラントを一体的に整備する場合は、環境優先枠であっても補助対象になりません。

問19 畜産クラスター事業で、バイオガスプラントを構成する施設の一部を整備する場合は補助対象になりますか。

- 1 畜産クラスター事業で補助対象となる施設をバイオガスプラントの一部として整備する場合、整備する設備が堆肥処理又は污水处理の機能を果たすこと、クラスター事業の事業効果である増頭効果や所得向上効果が見込めること、費用対効果が十分であることの条件が満たされる場合は補助の対象となり得ます。
- 2 ただし、メタン発酵処理施設についてはF I T価格の算定基礎において発電設備に含まれているため、売電を行う場合はF I Tを活用しない場合においても補助の対象になりません。

問20 畜産クラスター事業で、バイオガスプラントを構成する施設の一部を整備する場合に補助対象となる施設と考え方を具体的に教えてください。

畜産クラスター事業で補助対象となるメタン発酵タイプの家畜排せつ物処理施設（一般的なバイオガス処理方式）と考え方は次の通りです。

① 発電設備、ガス精製設備等を設置しない施設

家畜排せつ物の処理に必須な行程に関わる施設のみ場合は施設全体が家畜排せつ物処理専用施設となるため、発酵処理施設を含め補助の対象となります。

② 発電設備を有しF I Tを活用し売電する施設

メタン発酵処理施設等がF I T価格の算定基礎（発電設備）に含まれているため、メタン発酵処理施設、ガス精製設備、発電設備等については補助対象となりません。

なお、家畜排せつ物の処理に必須な行程の前処理施設や資源化施設は家畜排せつ物処理となるため補助対象となります。

③ 発電設備を有しF I Tを活用しないで売電する施設

売電を行えば、施設と考え方がF I Tと同様になるため、補助対象となる施設等についても、F I Tを活用する場合と同じとなります。

④ 発電設備を有しているが電力又はガスを自家利用する施設

家畜排せつ物の処理に必須な行程に関わる施設のみが家畜排せつ物処理施設となるため、前処理施設、メタン発酵処理施設、資源化施設は補助対象となりますが、家畜排せつ物処理に必須な行程に関わらないガス精製設備、発電設備等については補助対象となりません。

問21 「畜産クラスター計画のイメージ」の「耕畜連携型（特産物ブランド化・飼料用米活用）」について、エコフィールド・飼料用米に係る取組を対象としていますが、食品残さの加工施設やTMRセンターの整備は可能ですか。

食品残さの加工施設やTMRセンター等は、自給飼料関連施設として整備することができます。

問22 飼料用米保管庫は、補助対象ですか。

飼料用米などの飼料保管庫も施設整備の対象としています。

なお、簡易なもの（飼料タンク、コンテナ倉庫等、床面積200㎡以下のもの）の場合は、機械導入事業の活用も可能です。

問23 飼料タンクやフィーダーを単体で整備する場合でも補助対象になりますか。

- 1 施設を整備する場合は、事業効果が求められます。従って、さらなる増頭等による効果が見込まれるようであれば、畜舎の附帯設備として整備することも可能です。
- 2 ただし、増頭等の事業効果が得られる畜産農家、TMRセンター運営者が自らの所有する施設の附帯設備として整備する場合に限定されますので、飼料会社が補助事業で整備することはできません。

問24 牛舎から放牧地又は別棟のパーラーまでの通路は補助対象になりますか。

- 1 補助事業の対象となる附帯設備については、飼養管理等基本的な生産工程に直接的に関わる設備に限定されています。
- 2 牛舎から放牧地までの通路については、一般的に牛又は農機具の移動が目的となるため、補助対象外の道路と同じ扱いになります。また、直接的な生産工程とは言い難いことから補助対象になりません。
- 3 畜舎とパーラー間の導入路については、畜舎とパーラーを一体的に利用するのに必要な最小限の面積であれば、畜舎又はパーラーのいずれかの建物の一部として補助の対象となります。

問25 衛生施設としてエプロン（コンクリート敲き）を補助対象にできますか。

- 1 補助事業の対象となる附帯設備については、飼養管理等基本的な生産工程に直接的に関わる設備に限定されています。
- 2 エプロン部分で機械の洗浄や消毒を行うという理由の場合、機械の洗浄等が直接的な生産工程とは言い難く、生産工程との直接的な関係が成立しません。
- 3 また、エプロンは機械の洗浄等の専用施設でないことや、消毒等において必要不可欠な施設とは言い難いことから、構内舗装と同様に補助の対象になりません。
- 4 ただし、基礎の一部を構成する犬走りのようなものや、出入口の段差を解消するためのスロープについては、建物の一部として解釈することができます。

問26 施設周りに飼養管理作業を行う舗装スペースを整備したいのですが、飼養管理等基本的な生産工程に直接的に関わる作業について教えてください。

- 1 補助施設そのものでない設備については、附帯設備となります。この場合の補助対象は、飼養管理等基本的な生産工程に直接的に関わる設備に限定されているため、畜舎等の場合は、給餌等の飼養管理及び個体管理、搾乳等の畜産物生産、堆肥処理等となり、TMRセンターの場合は、原料混合等による生産、原料管理等となります。
- 2 なお、畜種や飼養形態により異なることから、一概に具体的な整備例を示すことは困難ですが、次のような整備例があるので、参考にしてください。

【飼養管理等施設】

- ・堆肥化前の家畜排せつ物一時貯留施設（擁壁等有）

【TMRセンター】

- ・原料・製品一時保管スペース、原料調整・積載スペース（建物の整備を省略することにより費用対効果が有利となる場合）

問27 防疫施設として外構舗装やフェンスを補助対象にできますか。

- 1 補助事業の対象となる附帯設備については、飼養管理等基本的な生産工程に直接的に関わる設備に限定されています。
- 2 外構舗装については、防疫上の役割や効果及び必要性を客観的に示すことが難しく、また、生産工程との直接的な関係が成立しません。
- 3 また、フェンスについては、衛生管理区域を分離する観点や外部からの野生動物の侵入を防止することから防疫上の役割はあると考えられますが、家畜防疫対策要綱（最終改正：平成30年4月2日29消安第6794号農林水産省消費・安全局長通知）の衛生対策指針や飼養衛生管理基準においては、衛生管理区域を明確化するとともに、衛生管理区域への必要のない者の立入りの制限等を目的とした設置と解釈されることから、直接的な生産工程とは言い難く、生産工程との直接的な関係が成立しないため、補助の対象とする理由がありません。
- 4 なお、外構舗装は補助対象となる施設そのものではないことから、従来から補助対象では無いことについて、ご注意ください。

問28 畜産物加工処理施設の範囲は、どのようなものですか。規模などの要件はありますか。食肉センター、食鳥処理場は補助対象ですか。

- 1 食肉センター等については、食肉の流通合理化を進める観点から、処理の効率化や品質の向上及び機能向上・改善のための施設整備を行う場合に限り、強い農業・担い手づくり総合支援交付金で支援することとしています。
- 2 この趣旨に鑑み、本事業で支援するのは、畜産クラスター協議会の構成員が、自ら生産した畜産物を高付加価値畜産加工品として販売するために必要な最低限の加工処理施設に限ります。（単なる食肉処理施設、食鳥処理施設は対象としません。）

#### 【補改修】

問29 畜舎等の補改修は補助対象となりますか。

- 1 畜舎等の補改修は可能です。補改修事業に係る要件については、本事業の実施要綱及び実施要領をご確認ください。
- 2 なお、補改修にかかる既存施設の撤去費用等は、補助対象外であることにご留意願います。

問30 上記の場合、増築も補助対象となりますか。

補改修の中で、増築についても対象とします。

問31 老朽化した施設や機械を単に更新する場合も支援するのですか。

- 1 補助事業による投資の結果、規模拡大や生産コストの低減などの効果が発揮される取組でなければ、それに対する国の支援が国民一般の理解を得ることは困難であると考えています。
- 2 このような観点から、畜産クラスター事業においても、他の類似の補助事業と同様に施設や機械の単なる更新は支援の対象としていません。

問32 畜産クラスター協議会の構成員（例えば県酪連など）の既存事務所の補改修等は事業として認められますか。

事務所の補改修等については、対象外とします。（生産性向上と結びつけにくいいため。）

問33 離農跡地や後継者不在の経営施設を補改修する場合、例えば、A氏の所有する施設をA氏が所有したまま、中心的な経営体であるB氏（畜産農家）が借り受けて補改修する場合も対象になりますか。

以下のいずれかの方法であれば事業対象とします。

- (1) A氏の施設を農協等が借り受け、補改修をした上でB氏（畜産農家）に貸し付ける。
- (2) A氏の施設を農協等が購入し、補改修した上でB氏（畜産農家）に貸し付ける。

問34 施設の購入に係る経費については、補助対象となりますか。

適切な売買価格の評価が困難であることから、遊休畜舎の購入は補助の対象とはなりません。なお、購入後の補改修にかかる費用については補助の対象となります。

問35 畜舎等を補改修する場合、対象物件が国の補助事業で整備したものであり、かつ、耐用年数が残っている場合、補改修費用は本事業の対象となりますか。

補助事業によっては整備した施設が制約を受ける場合がありますので、当該事業の担当部局（地方農政局等）に相談してください。

問36 施設整備後に追加的な模様替えを行いたいのですが、どのような手続きを行えば良いのですか。

畜産クラスター事業で整備した施設を処分制限期間（耐用年数）に模様替えする場合は、残存期間に応じて補助金の全額又は一部を返還する「財産処分手続き」か、模様替え申請による補助金の返還を伴わない財産処分手続きを行う必要がありますので、都道府県又は地方農政局等に相談してください。

問37 補改修後の耐用年数が5年以上とされていますが、長期間使用した施設についてはどのように耐用年数を判断すればよいのですか。

- 1 ①既存施設の耐用年数が5年以上残存すること、②施設への新たな資本の追加注入に伴い減価償却期間が5年以上に延長されること、③都道府県の建築主事等により、補改修に伴い当該施設が5年以上供用可能と認められること等により判断します。
- 2 なお、施設の補改修後の耐用年数期間内に供用できなくなった場合には、自己負担による追加の補改修等により取組を継続させる必要があります。

問38 事業により整備した施設の改修等（建替、増築、補修、改修、廃棄）は、整備後何年経過すれば可能ですか。5年経過すれば良いとも聞きましたが本当ですか。

- 1 畜産クラスター事業で整備した施設については、処分制限期間（耐用年数）を経過するまで改修等を行うことはできません。
- 2 ただし、処分制限期間（耐用年数）であっても、止むを得ない事情で改修等が必要な場合には、財産処分手続きを行うことで可能となる場合がありますので、都道府県又は地方農政局等に相談してください。
- 3 なお、新設した建物の場合、その耐用年数は一般的に17年以上ありますので、補助事業実施時に作成した財産管理台帳により確認してください。

### 【環境】

問39 畜産クラスター協議会の構成員に周辺住民を参画させることは必須となりますか。

周辺住民が構成員として参画することは必須ではありませんが、周辺住民への理解醸成は必要です。

問40 悪臭等の環境問題による農場移転に伴う施設の整備等への支援も可能ですか。

- 1 畜産環境問題による農場移転は、施設整備の支援対象となります。ただし、移転にかかる既存施設の撤去費用、引越費用等は支援対象となりません。また、収益力向上と規模拡大の取組は必須要件です。
- 2 農場移転の場合は、移転先において畜産クラスター協議会を立ち上げ、畜産クラ

スター計画を作成し、移転先都道府県知事の認定が必要になります。

- 3 なお、家畜排せつ物処理施設の補改修や施設整備などを検討している農家については、現行法令（家畜排せつ物法、悪臭防止法、水濁法など）を遵守していることが前提です。

問41 施設整備後にさらに増頭したため後追いで追加のスラリーストアー等の設備を整備することは可能ですか。

施設を整備する場合は、事業効果が求められます。従いまして、さらなる増頭等の効果が見込まれるのであれば整備することが可能です。

問42 施設整備事業において、家畜排せつ物処理施設として高度利用施設（メタン発酵処理施設、焼却施設、炭化施設）を補助対象にできますか。

- 1 本事業は、都道府県知事が認定した地域一体となって畜産の収益性の向上を図るための畜産クラスター計画を実現するため、計画で定められた取組内容の推進に必要な中心的な経営体の施設整備に対して補助を行うものです。
- 2 このため、高度利用施設のうち、家畜ふん尿を適正に処理等するための設備（排せつ物の貯留施設、前処理施設、残渣の処理施設など）については補助の対象となりますが、電力や熱、ガス等の供給・利用を行う際に必要となる設備（発酵槽やガスホルダー、発電機等）は、補助対象外となります。
- 3 なお、メタン発酵処理施設等のように事業費が多額となる計画においては、費用対効果、収益性向上効果を十分に検討する必要があります。

問43 畜産クラスター事業で整備した施設に後から発電設備等を追加で整備する場合は補助金の返還が必要ですか。

- 1 発電設備等を追加で設置する場合、一部施設構造を変更する可能性があるため、必要に応じて、「畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業補助対象事業事務及び補助対象事業費の取扱いについて」第5補助対象事業により整備した施設等の管理運営等についての4増築等に伴う手続の規定に基づき別記様式第7号で模様替え手続を行う必要があります。
- 2 また、売電を目的とした発電設備等を設置する場合については、模様替え手続ではなく、財産処分の手続きと残存簿価額に基づく補助金を返還する必要があります。

- 3 なお、電力又はガスを自家利用目的に整備した施設で、後に売電を行うこととなった場合も同様に補助金返還が必要となります。

問44 家畜排せつ物処理施設の整備と併せてフロントローダー等を導入することはできますか。

フロントローダー等の作業機械の導入については、機械導入事業の活用をご検討ください。

問45 収益性の考え方について、畜産環境対策では、何をもって収益性の向上とすればよいのですか。

- 1 畜産クラスターの事例や類型を参考に、地域の収益性向上につながる取組を検討願います。例えば、生産コストを削減する施設の整備も収益性向上と考えることができます。
- 2 具体的な成果目標の項目としては、①畜産クラスター計画の評価においては、畜産環境問題の改善を図るための取組であることや、②施設整備の直接的な効果においては、家畜飼養頭数の伸び率に応じて整備した畜舎や家畜排せつ物処理施設の整備により、周辺地域における臭気の低減を図るとともに、収益性を向上することが可能であるかなどが考えられ、これらにより収益性向上を評価することとしています。
- 3 また、これらの効果に加えて、自給飼料の増産（飼料用米の利用）による飼料生産コストの低減効果や6次産業化による付加価値を付けた畜産物の販売向上効果などの取組を合わせることも有効と考えます。

#### 【家畜導入】

問46 貸付によらない場合も家畜導入の対象とできませんか。

- 1 畜産クラスター事業の趣旨は地域の収益性向上を図ることであり、生産基盤の強化に必要な地域の拠点作りによって中長期的な視点で生産基盤の強化を図っていくことが重要です。
- 2 家畜の導入については、クラスターの中で周囲のバックアップにより新規就農を進める取組において、取組主体が新規就農者に対して施設を整備し、併せて家畜を導入して初期投資の軽減を図るパッケージの取組に対して限定的に対象としてきたところです。

そのような中で、平成27年度補正予算以降は、農協等の中心的な経営体以外の者

が、リスクを負ってでも地域として規模拡大を行うという場合に限り、対象を拡大したものであることに御理解願います(この場合、50頭を上限頭数としています。)

- 3 また、本事業の補助単価は、他の家畜導入事業よりも高く、本事業での導入を過剰に行うと子牛価格がさらに高騰する恐れがあるという声もあるため、限定して行う必要があることに御理解願います。
- 4 なお、肉用牛・酪農重点化枠においては、肉用牛・酪農の生産基盤強化を強力に推進するための地域システムを早期に構築するため、施設整備を行う者が購入方式で家畜導入することを特別に認めています。

問47 生産者や地域(都道府県、市町村、農協等)の独自財源により畜舎を整備し農家に貸し付ける場合、家畜導入だけで支援対象とできませんか。

畜産クラスター事業の趣旨は地域の収益性向上を図ることであり、地域の拠点作りによって中長期的な視点で生産基盤の強化を図っていくことが重要です。家畜導入の要望が多いことは理解していますが、限られた予算の中で効果的に事業を行い、地域の拠点作りを進めるためには、家畜導入の支援対象を限定せざるを得ないことに御理解願います。

問48 平成29年度補正予算から、肉用繁殖雌牛の導入月齢が48か月齢未満から72か月齢未満まで引き上げられていますが、どのような理由から変更になったのですか。また、これによる注意点はありますか。

- 1 肉用牛繁殖経営において飼養されている繁殖雌牛は、数産していても引き続き繁殖雌牛として供用できるものもあり、繁殖基盤を強化していく必要がある中、離農農家の繁殖雌牛を廃用することなく別の経営に継承し、引き続き供用していくことが適切です。
- 2 このため、導入可能な月齢を引き上げることで、地域の資源である繁殖雌牛の円滑な継承を可能とすることが本改正の目的です。
- 3 なお、補助事業により導入する繁殖雌牛については、財産処分制限がかかりますので、導入後6年間の繁殖供用が必要となることに留意してください。(止むを得ず廃用しなければならない場合には、財産処分の手続きが必要になりますので、都道府県や地方農政局にご相談ください。)

問49 平成29年度補正予算から、施設等を整備する場合には、国の共済制度又は民間の建物共済、損害補償保険等に確実に加入することとされましたが、本事業で導入する家畜も、保険に加入する必要はありますか。

- 1 本事業で家畜導入に係る補助を受ける場合には、家畜共済に加入する必要があります。
- 2 なお、家畜導入に係る補助を受けない場合であっても、施設整備事業や機械導入事業等を活用されるときは、家畜共済への積極的な加入に努めてください。

### 【規模拡大要件】

問50 「当該地域の平均規模以上」の要件の「地域」の範囲は、畜産クラスター計画の地域と同一と考えて良いのですか。また、当該地域における畜産農家戸数が少ないなど地域の平均値として相応しくない場合、市町村区域、農協区域、府県区域にまで拡大して考えても良いのですか。

- 1 畜産クラスターの取組は、畜産農家を始めとする地域の関係者の連携により、収益向上を目指す取組であることから、畜産クラスターにおける「地域」とは、協議会の構成員が所在する範囲又はその活動範囲として捉えることが適当です。
- 2 ただし、例えば、新規就農を目的とした畜産クラスター協議会において、単純な地域の平均を取った場合、新規就農者が新たに経営を開始するに当たり過大となる場合など、協議会の目的、取組内容によっては、単純に地域の平均とすると、その取組の目的にそぐわない場合も考えられます。
- 3 このため、「地域の平均」を取る場合の「地域」については、次のとおり取り扱うようお願いします。
  - (1) 畜産クラスター協議会に参画する構成員が所在する範囲を「地域」とするか、若しくは、構成員全体の平均を「地域の平均」とすることを基本とします。  
例) 市町村が事務局を担っている協議会において、その協議会の構成員が当該市町村に所在する場合には、市町村を「地域」として捉える。
  - (2) ただし、(1)により「地域の平均」を取った場合、畜産クラスター計画の目的、取組内容の実現に支障があると考えられる場合にあっては、その実現のために必要な範囲で別の方法により「地域の平均」を算出することができるものとします。  
例1) 新規就農を目的とする協議会が、新規就農者の就農時点での平均的な飼養頭数を「地域の平均」とする場合  
例2) 預託施設を活用した家族経営の規模拡大を目的とする協議会が、預託施設を活用しないメガファームを除いた平均飼養頭数を「地域の平均」とする場合など

問51 規模拡大要件について、例えば、A農業法人（鶏飼養羽数10万羽）が、離農したB農家（飼養羽数5万羽）の施設を買収し補改修を行うとした場合、当該施設は、5万羽より大きな規模に拡大する必要がありますか。

飼養規模については、現在のA農業法人の10万羽が基準となり、買収した鶏舎の飼養羽数（5万羽）が拡大分となります。補改修を増頭要件で実施しようとする場合、増頭後の飼養羽数15万羽が、地域の平均飼養羽数を上回っていることが必要になります。（注：補助の対象は補改修にかかる経費です。買収経費は対象になりません。）

問52 規模拡大の要件は、施設の補改修を行う場合についても課されますか。

補改修についても規模拡大の要件は課されます。

### 【生産効率向上要件】

問53 生産効率向上要件において、例えば、乳用牛の借り腹による黒毛和種生産のように、酪農経営における副産物の生産効率向上でも対象となりますか。

- 1 生産効率向上要件は、事故率の低減や受胎率の向上等、技術的な改善を通じて畜産物の出荷量の拡大を図るものです。
- 2 このため、主産物（繁殖経営における子牛、酪農経営における生乳等）の出荷量が増加する場合を対象とします。
- 3 なお、乳用牛を借り腹として活用した肉用牛生産については、
  - ① 乳用牛を肉用牛生産のための繁殖用雌牛として考えたとしても、当該乳用牛には、受精卵移植、黒毛和種精液の人工授精、乳用種精液の人工授精など、経営判断の中で様々な繁殖技術が用いられることが想定され、技術的な改善に伴う畜産物出荷量の増加を確認することが困難であること
  - ② 一方で、搾乳牛としてみた場合、受胎率の向上や適期授精の実施、乾乳期の飼養管理の改善等により、単位期間当たりの生乳生産量の向上が期待されることから、敢えて副産物の出荷量の増加を指標とする必要性は小さいと考えられることから、主産物のお荷量で目標設定をすることとします。

問54 「生産効率の改善により単位期間における単位頭羽数当たりの畜産物の出荷量等が向上すること」とありますが、具体的にはどのような指標となるのですか。

- 1 具体的には、
  - (1) 搾乳牛1頭当たり年間出荷量
  - (2) 繁殖雌牛1頭当たり年間子牛出荷頭数
  - (3) 繁殖雌豚1頭当たり年間肉豚出荷頭数
  - (4) 採卵鶏1000羽当たり年間鶏卵出荷量
  - (5) 導入素雛1000羽当たり年間肉用鶏出荷羽数
  - (6) 10a当たり粗飼料生産量等です。

- 2 なお、その計算方法については、別途統一的に示しますが、経営の中で継続的に把握できる方法がある場合には、その方法を用いても構いません。

問55 生産効率向上要件を選択する場合、事業実施計画に「生産効率向上に係る取組概要」と「生産効率向上を確実にを行うための技術支援体制」を記載することとなっていますが、具体的にどのような内容を記載すれば良いのですか。

- 1 「生産効率向上に係る取組概要」には、整備する施設とその施設等を活用した生産効率向上のための取組を記載するものとし、具体的には、
  - (1) 酪農において、
    - ① つなぎ飼いからフリーストール・搾乳ロボット体系に転換し、1日当たりの搾乳回数を増加する
    - ② 乾乳牛舎を整備し、乾乳期の飼養管理を徹底することで乳牛の回復の徹底を図り、乳量を増加する
  - (2) 肉用牛繁殖において、
    - ① 哺育牛舎を整備し、哺育牛の集中管理により事故率を低減させる
    - ② 繁殖牛舎の整備と併せて発情発見装置を導入し、分娩間隔の短縮を図る
  - (3) 養豚において、  
オールインオールアウト方式を導入し、事故率の低減を図る等の取組が考えられます。
- 2 また、家畜排せつ物処理施設や自給飼料関連施設を整備する場合には、直接的には畜産物の出荷量の増加につながらない場合も考えられますが、その場合であっても、作業の効率化により生じた余剰時間を飼養管理に向ける等、生産効率向上を図るための具体的な取組を記載するものとします。
- 3 「生産効率向上を確実にを行うための技術支援体制」については、生産効率向上のための取組を実現するために実施する

- (1) 管理獣医師の配置
- (2) 技術検討会の開催
- (3) 経営データの分析（ベンチマーキング）
- (4) 試験研究機関との連携

などの取組を具体的に記載するものとし、これらの取組については、畜産クラスター計画にも明示するよう努めてください。

### 【成果目標】

問56 成果目標の達成年度は何年後に設定されるのですか。

施設整備事業実施後の効果の目標年度は、

- (1) 増頭羽数等の効果（平成27年度補正予算まで）については事業終了年度（施設等が完成した年度）の翌年度、
- (2) 収益性向上効果については事業終了年度の翌年度から5年以内の間に①販売額の10%以上（大規模経営にあっては15%以上）の増加、②生産コストの10%以上（大規模経営にあっては15%以上）の削減、③農業所得又は営業利益の10%以上（大規模経営にあっては15%以上）の増加のいずれかを設定し、

目標年度の翌年度に協議会で評価し、都道府県知事に報告をする仕組みです。

問57 施設整備事業の成果目標について、実際に施設整備をした取組主体の収益性に係る目標設定をしなければなりませんか。TMRセンターやCS・CBSのような利用する農家の収益性向上に資する取組の場合には、利用する農家の収益性向上効果でも良いのですか。

1 TMRセンターやCS、CBS等の外部支援組織の施設整備については、以下の効果が期待されます。

(1) 外部支援組織における

- ① 施設整備による効率化、生産性の向上によるコスト削減に伴う利用料や供給される資材価格の削減等
- ② 飼料供給や預託頭数の拡大による販売額の増加等

(2) 外部支援組織を利用する畜産農家における規模拡大や作業の外部化による販売額の増加や生産コストの削減等

2 このため、TMRセンターやCS、CBSといった外部支援組織の収益性向上効果については、外部支援組織自らの効果であっても、外部支援組織を利用する畜産農家における効果であっても、施設整備の効果として成果目標を設定することは可能ですが、1 (1) ②のように外部支援組織の販売額の増加を成果指標とした場合には、外部支援組織の販売額の増加が畜産経営の収益性向上につながらない場合もありますので、当該施設を利用する畜産経営の収益性向上につながることの説明資料を

別途提出してください。

(例：TMRセンターが供給する飼料価格の低減、飼養管理作業の効率化による預託料の引き下げ等が分かる資料)

問58 畜産クラスター事業で、バイオガスプラントを構成する施設の一部を整備した場合、効果は整備した前処理施設、資源化施設といった施設毎に設定する必要がありますか。

- 1 畜産クラスター事業で補助の対象となる施設をプラントの一部として整備する場合、堆肥発酵施設投入前の前処理施設や投入後の堆肥等への資源化施設の効果については、本来整備した施設単体のみで効果を算出すべきですが、これら単体では十分な効果が発揮できないため、自費で整備した堆肥発酵施設のように補助の対象とならなかった施設を含めた一連の処理により得られた効果で算出しても構いません。
- 2 ただし、他の補助事業や自己資金で整備した施設を含めて効果を算出する場合は、これらの事業費も総事業費に含めて年総効果額を算出する必要があります。
- 3 なお、畜産クラスター事業は、畜産・酪農の体質強化を図ることを目的としていますので、発電やメタンガス利用で得られる畜産の営農以外の効果や従業員雇用による地域経済効果等を含めることは適切ではなく、本来の家畜排せつ物処理施設の整備により発揮される家畜排せつ物処理費用の低減効果や、資材費低減化効果等で設定してください。

問59 成果報告書の成果目標の達成率はどのように算出したらよいのですか。

次の計算式により達成率を算出してください。

$$\text{達成率} = \frac{\text{目標年度の実績値} - \text{計画作成時の現状値}}{\text{成果目標値} - \text{計画作成時の現状値}} \times 100\%$$

問60 成果目標の評価に当たっては、外的要因を排除するための価格補正を行うこととされていますが、どのように補正したらよいのですか。

本事業の成果目標である「販売額の増加」「生産コストの削減」「農業所得又は営業利益の増加」は、本事業による効果のほか、市場の需給といった外的要因の影響も受けることから、評価に当たっては、価格を補正し、実質的な効果を検証することとし、以下により実績値を補正した上で評価を行ってください。

(1) 計算式

① 成果目標として「販売額の増加」を設定した場合

販売額＝実績(目標年度)の販売単価×補正係数×実績(目標年度)の数量

販売単価を以下により補正します。

補正後の販売単価：実績(目標年度)の販売単価×補正係数

$$\text{補正係数} = \frac{\text{全体(※)の事業実施前年度の販売単価}}{\text{全体(※)の目標年度の販売単価}}$$

※都道府県又は国等

② 成果目標として「生産コストの削減」を設定した場合

生産コストの補正は配合飼料価格及び素畜価格について実施します。

補正後の配合飼料価格：実績(目標年度)の配合飼料価格×補正係数

$$\text{補正係数} = \frac{\text{全体(※)の事業実施前年度の飼料価格}}{\text{全体(※)の目標年度の飼料価格}}$$

※都道府県又は国等

補正後の素畜価格：実績(目標年度)の素畜価格×補正係数

$$\text{補正係数} = \frac{\text{全体(※)の事業実施前年度の素畜価格}}{\text{全体(※)の目標年度の素畜価格}}$$

※都道府県又は国等

③ 成果目標として「農業所得又は営業利益の増加」を設定した場合

農業所得又は営業利益＝販売額－生産コスト

上記①、②と同様に補正した販売額及び生産コストにより計算します。

(2) 全体(都道府県又は国等)の販売単価等の考え方

補正に用いる販売単価等は、国又は都道府県等が公表する卸売価格等により把握することとし、利用した資料を添付してください。(農林水産省が公表している統計資料を用いる場合は、資料名の記載でも可とします。)

なお、価格は消費税抜額とし、予め価格を固定した契約取引など、市場の需給といった外的要因等による価格変動が生じないときは、価格補正を行わないことができるものとします。

## 【事業年度】

問61 どの枠を使えば、複数年度での事業実施が可能ですか。

- 1 肉用牛・酪農重点化枠及び国産チーズ振興枠で実施する事業における、複数年度の計画の取扱いについては、その内容を審査・確認の上、事業の適切な実施及び事業の成果目標の達成が確実と見込まれる場合に限り、初年度に事業実施計画の承認を可能としているところです。
- 2 具体的には、
  - (1) 新規就農等の初期投資を抑えつつ、計画的に飼養頭数を拡大していくため、2年に分けて家畜を導入する場合
  - (2) 1つの取組主体が互いに関連性の高い施設を複数年度にわたって整備することで効果的かつ効率的な事業実施が可能である場合（例：1年度目に搾乳牛舎を整備し、2年度目に育成牛舎を整備する。）
  - (3) 複数の取組主体が連携し、互いに関連性の高い施設を複数年度にわたって整備することで効果的かつ効率的な事業実施が可能な場合で、畜産クラスター計画に定める効果の発揮にとって一体の計画として実施することが不可欠である場合（例：1年度目に畜産農家が繁殖牛舎を整備し、2年度目に農協がCBSを整備する。）について、複数年度にわたる事業実施計画の提出ができるとしています。
- 3 ただし、各施設の整備は単年度計画（当該年度での竣工）としていただく必要がありますので、ご注意ください。

問62 整備する施設は1種類ですが、規模が大きいため複数年度で事業実施できますか。

- 1 整備する施設が1種類の場合、原則、複数年度の事業として実施することはできません。
- 2 ただし、単年度で施設整備が完了できない場合であって、相当の理由があるときには、繰越手続きを行うことで、年度をまたいで整備をすることが可能となる場合もあります。

問63 2か年度事業の考え方として、1年目は建物、2年目は内部設備という分割の仕方は可能ですか。

- 1 2か年度事業については、複数の取組が示された2か年度の事業執行計画を承認

するとともに、後年度の予算を担保する仕組みとなっており、補助金交付については「原則として毎年度行う」こととしています。

- 2 補助金交付を受けた施設整備については、補助金交付を受けた年度内に完了する必要がある、また、施設整備の完了の考え方については、施設が持つ機能を発揮できる状態に至る必要があります。
- 3 このため、1年目に搾乳牛舎、2年目は育成舎という分割は可能ですが、1年目は建物、2年目は内部設備という分割は適切な方法とは言えません。

問64 複数年度の事業実施計画が承認された場合、2年度目以降の採択は確実ですか。

肉用牛・酪農重点化枠及び国産チーズ振興枠については、農政局長等が事業実施計画を承認するに当たって、複数年度の事業実施計画としての妥当性と、2年度目以降の事業実施の必要性を認めるものであることから、承認した事業実施計画どおりに事業が実施されていれば、2年度目以降の優先的な採択を基本としています。

問65 施設整備事業の複数年計画において、異なる取組主体が実施する場合の事業実施計画の総合評価は、どのように行えば良いのですか。

- 1 複数年度にわたる複数の取組主体による施設整備を一体的な事業実施計画として承認できる場合としては、当該施設が相互に高い関連性を持ち、畜産クラスター計画の目標達成が見込まれる場合を想定しているため、当該事業実施計画の承認申請に当たっては、各施設整備に係る事業実施計画において、関連性等が認められる必要があります。
- 2 また、各事業実施計画を一体的に実施することが有効である場合は、各事業実施計画の総合評価は大きく乖離するものではないと考えられ、目標の実現可能性の評価が乖離する場合等には、各事業年度において個々の事業実施計画の評価を行った上で、採択することが妥当な場合も想定されます。
- 3 なお、上記を踏まえ、複数年度にわたる複数の取組主体による事業実施計画の総合評価については、それぞれの取組主体ごとの施設整備に係る評価を実施した上で、全体の事業実施計画に対する評価は、取組主体ごとの事業実施計画の平均点により行うこととします。
- 4 ただし、平成30年度補正予算においては、肉用牛・酪農重点化枠及び国産チーズ振興枠での施設整備を除き、複数年事業での実施はできませんので、ご注意ください。

問66 実施要領別紙1の第8の2の(6)において、交付手続については、「原則として毎年度行う」とされていますが、毎年度の交付手続によらない場合とはどのような場合ですか。

年度単位で実施した事業が止むを得ない理由等により年度内に完了せず、繰越手続きを経て年度を繰越した場合には、事業が完了した年度の支払いとなることが想定されるため、「原則として」としているところです。

### 【事業費】

問67 基準事業費及び特認事業費の対象経費の考え方を教えてください。

- 1 基準事業費及び特認事業費の上限の算定に当たっては、消費税、代行施行管理料、実施設計費を除いた、施設本体の建設に必要な経費のみとしています。
- 2 このため、消費税、代行施行管理料、実施設計費及び附帯設備や電気設備工事に係る経費、共通仮設費は、基準事業費及び特認事業費の上限額には含まれていません。
- 3 なお、事業費には、附帯設備等及び諸経費も含まれるため、基準事業費及び特認事業費と対象経費が異なることに注意してください。

問68 施設整備のコストが上昇しており、上限単価を見直すべきではないですか。

- 1 施設整備事業については、建築費が高く、上限単価が実態に合っていないとの御意見もあります。
- 2 このため、平成29年度補正予算からは、これまでの事業実績の調査結果を踏まえて、実勢に応じて基準事業費の見直しを行いました。
- 3 また、地域の実情に対応できるよう、都道府県知事が農政局長等と協議することで、上限単価を基準事業費の1.3倍まで認める仕組みとなっています。
- 4 なお、これまでの実績をみると基準事業費内で事業実施している場合もあり、畜産農家における投資額を可能な限り抑えるためにも、事業費の節減に努めるようお願いします。

問69 特認単価を認める場合に、農政局長等に対して協議すべき内容を教えてください。

- 1 上限単価の引き上げを行おうとする場合は、従前より、地域の実情等やむを得ない事由により、基準事業費を超えて施行する必要があると都道府県が特に認める場合に、農政局長等と協議することとしています。
- 2 平成29年度補正予算から、上限単価の更なる引き上げを措置しましたが、上限単価を引き上げなければ、個々の事業の事業費が増加する可能性もあり、全体の事業予算が限られている中で、事業の効率的な執行により政策効果を上げる必要があることを踏まえ、協議に当たっては、都道府県知事は、当該事業費に係る各経費を十分確認し、資材価格の動向や地域的な要因等を検証した上で、適切かつ最小限の範囲とするようお願いします。

問70 事業実施に必要な諸経費は、補助対象となりますか。

附帯事務費についても補助の対象とします。

詳細は、「畜産酪農収益力強化整備等特別対策事業補助対象事業事務及び補助対象事業費の取扱いについて」により確認してください。

### 【採択】

問71 事業採択に当たっては、「強い農業づくり交付金」のようなポイント制になりますか。

- 1 事業の採択に当たっては、①畜産クラスター計画に対する評価、②施設整備事業による効果に対する評価について、双方のポイントによる総合的な評価により採択することとしています。
- 2 なお、実施要領の別添1に畜産クラスター計画の総合評価基準等を示しておりますので、ご参照ください。

問72 採択はどのような考え方で行うのですか。

事業の採択に当たっては、国において、

- ① 総合評価の結果を踏まえ、行動計画の具体性や効果等との整合性が高く、地域の課題に即し、計画に基づく収益向上の効果の実現可能性が高い計画を優先しつつ、

- ② 「関係者の連携により、地域が一体となって収益向上を図る」という畜産クラスターの趣旨に対する理解の浸透状況や我が国の畜産・酪農生産における各地域の位置付け等を考慮し、総合的に判断します。

**【手続き】**

問73 基金事業の予算は、基金管理団体（中央畜産会）から都道府県を經由して交付されますか。年度内に事業が完了しない場合には、国の繰越承認は必要ですか。

- 1 基金事業については、基金管理団体（中央畜産会）から都道府県を經由して各取組主体に補助金が交付されます。
- 2 基金化に伴い、国の繰越手続は生じないものの、交付決定済みの事業が年度内に終了しない場合には、地方農政局等での事業実施計画の事業完了年度の変更手続きが必要となり、さらに、基金管理団体（中央畜産会）と協議・調整の上、都道府県段階での繰越手続が必要となります。

問74 複数の市町村をまたぐ計画の場合、「強い農業づくり交付金」では主たる市町村長に計画を提出することとなっていますが、本事業でも同じ手続きとなりますか。

- 1 事業実施計画の提出は、原則として市町村を經由して、都道府県知事に提出する仕組みとしています。
- 2 なお、事業実施主体が市町村域を越える広域な取組を行う場合等において、都道府県知事が認める場合には、市町村を經由せずに都道府県知事に提出することも可能とします。

問75 基金事業の補助金は、市町村を經由して交付されますか。

施設整備事業において市町村を經由して計画を提出した場合には、従来の補助事業と同様に、市町村を經由することになります。

問76 施設整備事業による施設整備と機械導入事業を同時に行う場合、事務手続きの簡略化や優先的な事業採択の仕組みは導入されますか。

- 1 それぞれ別の事業として実施するため、事務手続きの簡略化はありません。
- 2 一方で、都道府県が施設整備事業及び機械導入事業双方の計画を確認することにより、整合性の確保を図ることとしています。

問77 提出書類の簡素化はできますか。

- 1 施設整備事業に取り組んだことがあるクラスター協議会や取組主体（農家等）の場合は、クラスター協議会や取組主体の定款、各種規約、組織構成等、活動内容及び共済または保険加入の誓約書等について、以前提出したものと変更がなければ提出書類から省略することができます。
- 2 また、総会資料についても提出されたものと直近のものが同じ場合は提出書類から省略することができます。
- 3 ただし、これらの書類を省略する場合については、クラスター協議会または取組主体が省略する書類名と省略できる理由を記した報告書を添付するとともに、必要な時に確認できるよう確実に保管していただく必要があります。

問78 補助事業の執行にあたって、工期を十分確保するための方法はありますか。

- 1 平成30年度補正予算分から、入札のための公示について国からの内報前から行うことが可能となりました。
- 2 また、内報後は交付決定前であっても、事前着工届を提出することで入札、契約も可能ですので、「畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（施設整備事業）における適正な工期の確保（平成31年2月14日付事務連絡）」に従い適切な手続きを行ってください。
- 3 なお、内報前に入札公告及び事前着工届に基づく契約を行う場合、交付決定までのあらゆる損失等は事業実施主体の責任となりますのでご注意ください。

問79 要望段階で自己責任において入札公告の公示ができるとされていますが、その際に付すべき条件は何ですか。

- 1 各協議会により付す条件は変わるものと思われませんが、交付決定前の契約準備行為であり、予め、市町村又は都道府県の指導を受け、計画が採択されない場合は、入札が中止となる場合があること等の明記が必須となります。
- 2 また、交付決定までのあらゆる損失等は事業実施主体の責任となりますのでご注意ください。

- 3 なお、「畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（施設整備事業）における適正な工期の確保（平成31年2月14日付事務連絡）」において、入札公告例を示しておりますので、参考にしてください。

問80 入札公告の公示を行う場合、本年度はいつからできますか。

- 1 「畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（施設整備）における適正な工期の確保（平成31年2月14日付事務連絡）」を通知しておりますので、要望調査で報告されている計画については、同事務連絡の日付以降から入札公告の早期公示が可能となっています。
- 2 ただし、都道府県議会に予算計上された後となりますので、都道府県の指導の下行ってください。

問81 入札公告の公示を自己責任で行った場合、契約も同様に自己責任で行えますか（事前着工届の省略は可能ですか）。

- 1 「畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（施設整備）における適正な工期の確保（平成31年2月14日付事務連絡）」の入札公告例に記されているように、採択されない場合は入札公告自体が中止となるため、事業計画が承認されるまでは入札は行えません。
- 2 また、入札については本来、交付決定後に行う手続きであるため、事業計画が承認されたタイミングで入札を行う場合は、事前着工届の提出が必要です。

問82 入札公告を公示したが、予算配分がなかった場合の対応として何かありますか。

「畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（施設整備）における適正な工期の確保（平成31年2月14日付事務連絡）」で示している入札公告例に記されているように、採択されない場合は入札公告の中止となりますので、各協議会の規定等に則って必要な手続きを行ってください。

問83 事前着工手続きはいつからできますか。

「畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（施設整備）における適正な工期の

確保（平成31年2月14日付事務連絡）」の別添「畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（施設整備事業）における工期の確保」に記されているように、事前着工手続きが可能となるのは計画承認以後となります。

問84 施設整備事業の場合、事業実施主体に多額の補助金が交付されますが、財産管理上の不安があります。

- 1 事業実施主体となる可能性のある畜産クラスター協議会において、適正な会計処理等の体制が確立されるよう御指導願います。
- 2 また、施設整備事業を実施するような場合、整備物件に係る財産処分制限期間にわたって、当該協議会が存続することが必要ですので御留意ください。

問85 政令指定都市であっても補助金は都道府県を経由する必要がありますか。

政令指定都市であっても都道府県を経由する必要があります。

問86 畜産クラスター協議会が県域団体の場合、補助金は市町村を経由しなくても良いとされていますが、入札代行等で市町村の関与が必要となりますので、市町村を経由させることは可能ですか。

- 1 補助金の基本的な流れは、県→市町村→事業実施主体→取組主体ですが、事業実施主体が県域団体の場合、市町村を経由せずに県から直接割り当てることも可能としています。
- 2 しかしながら、事業実施主体が県域団体の場合であっても、補助金を市町村経由で交付することを妨げるものではありませんので、必要に応じて対応願います。

問87 落札した建設会社との契約は、取組主体が直接行うのですか。その場合、施行に係る業務を畜産クラスター協議会に委託することはできますか。

- 1 建設業者との契約等は、取組主体が直接行うこととなります。また、契約業者への支払も取組主体が行うこととなります。
- 2 ただし、畜産クラスター協議会の規約等に契約に係る事務の委任について定めている場合は、畜産クラスター協議会の構成員が取組主体の事務を代行することができます。

問88 「強い農業づくり交付金」と同様に、施設整備を行う地区に酪肉近市町村計画が策定されている必要はありますか。

酪肉近市町村計画は事業の採択要件としていませんが、酪肉近都道府県計画と整合性が図られていることが適当ですので、都道府県において確認するようお願いします。

### 【その他】

問89 畜産物加工施設の費用対効果分析はどのように算出すれば良いのですか。

- 1 強い農業・担い手づくり総合支援交付金の費用対効果分析指針の1の(2)のイの(イ)畜産分野の各効果から、当該畜産物加工施設整備の効果が算定できる項目を選択して算定してください。
- 2 なお、効果の考え方としては、(g)乳業再編整備における整備事業の生乳・乳製品等の項目や、6次産業化整備支援事業における費用対効果分析の実施について(平成25年5月16日25食産第595号農林水産省食料産業局長通知)等を参照してください。

問90 施設整備事業の費用対効果分析において「他の事業等と併せて整備することにより効果が一体的になって発現される場合」について、具体的な総事業費の範囲はどのようになりますか。

費用対効果分析をしようとする施設が他の補助事業等で整備した施設と一体的に利用されることで効果が発揮される場合については、他の事業等(自己資金を含む)で整備する施設、機械等の効果額を含めて年総効果額を算定することとなりますので、これらの事業費も総事業費に含めて算定することになります。

問91 施設整備事業の費用対効果分析において畜産経営体所得向上効果を算定する際、減価償却費を支出として計上することになっていますが、本事業で新たに整備する施設に係る減価償却費も支出として計上する必要がありますか。

- 1 年総効果額のうち畜産経営体所得向上効果を算出する場合、畜産経営体の事業収支の減価償却費には、既存の施設に係る減価償却費だけでなく、施設整備計画(他の補助事業及び自己資金での対応を含む)に含まれる全ての施設等に係る減価償却費も計上することになります。
- 2 一方で、本事業においては貸付方式もあるため、その場合は、減価償却費として計上するのではなく、リース料を支出として計上することになります。

問92 畜産クラスター協議会の構成員に機械メーカー等が入った場合、入札等で気をつけることはありますか。

- 1 構成員となった機械メーカー等が、入札に参加する場合には、入札談合等の疑いをもたれることがないように、工事等を発注する取組主体や事業実施主体である協議会の関係者（構成員である機械メーカー等を除く）が、
  - ① 談合について明示的な指示を行うこと
  - ② 受注者に関する意向を表明すること
  - ③ 発注に係る秘密情報（予定価格、指名業者名等）を漏洩すること
  - ④ 特定の談合を幫助することは、決してないように遵守してください。
  
- 2 なお、特に構成員のメンバーとして機械メーカー等が入る場合には、上記の疑念を持たれることがないように、協議会規約等において、機械メーカー等が、協議会の意思決定やハード事業の実施計画の作成等には参加しないことを明らかにし、オブザーバーやアドバイザーなどの役割を明確に位置付けることが適切であると考えられますので、十分ご留意の上、対応願います。

問93 施設等を整備する場合には、国の共済制度又は民間の建物共済、損害補償保険等に確実に加入することとされましたが、加入したことの確認はどのように行うのですか。

- 1 都道府県知事宛てに提出する事業実施計画書に、共済又は保険等への加入に関する誓約書を添付することとします。
  
- 2 さらに、事業実績報告書及び評価報告書には、取組主体等の共済又は保険等への加入状況が分かる書類の写しを添付することとします。
  
- 3 なお、本事業により整備した施設等が天災等により被災した場合であって、本対策による被災施設に対する支援を目的とした対策が講じられる場合には、被災時点で共済又は保険等への加入が確認されない限り、同対策に基づく支援を受けることができない場合があります。